

Applying IFRS

気候変動の会計 処理

2022年5月



目次

概要	3
1 開示に関する要求事項	5
1.1 論点	5
1.2 影響	5
2 有形固定資産	13
2.1 論点	13
2.2 影響	13
3.資産の減損	17
3.1 論点	17
3.2 影響	17
4.引当金	28
4.1 論点	28
4.2 影響	28
5.公正価値測定	34
5.1 論点	34
5.2 影響	34
6.金融商品	39
6.1 論点	39
6.2 影響	39
付録:その他の気候関連の会計上の検討事項	49

重要ポイント

- 企業の財務諸表における気候関連事項の測定及び開示に注目が集まっている。
- 気候変動が企業の財務諸表に与える影響の算定には、相当の労力と判断が必要になり得る。
- 企業は、各 IFRS 基準に定められた特定の開示規定に準拠する必要がある。また、基準の開示目的を満たすために、財務諸表において追加の開示が必要となる場合もある。したがって、開示の範囲を決めるにあたり、企業は、その開示により財務諸表の利用者が、気候変動が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を理解するにはどのような情報が求められるかを慎重に検討しなければならない。
- 本冊子は、参考となる知見や開示例を提供することで、企業の気候変動の影響に対する評価及び報告の一助となることを目的としている。

概要

社会が気候変動に与える影響を減らすための取り組みは、かつてないほど大きなものになっている。また同時に、企業が明確なコミットメントを報告することに対する利害関係者からの期待も前例のないほど高まっており、これは予見可能な将来にわたって続くと考えられる。

IFRS には気候関連事項に関する単一の明確な基準が存在しないものの、気候リスク及びその他の気候関連事項は、様々な分野の会計処理に影響を及ぼす可能性がある。財務諸表への現時点での影響は必ずしも定量的には重要ではないかもしれないが、定性的な観点から重要¹な範囲において、利害関係者は益々、企業が財務諸表を作成する際に気候関連事項をどのように考慮しているかについて説明する事を期待している。また、利害関係者は気候変動に関連する最も重要な仮定、見積り及び判断に関する十分な開示が行われることを期待している。

投資者は、投資判断及び経営者の受託責任の評価において、企業が環境への影響を減らすことの重要性を強調している。2021年11月、130兆ドル超のプライベート・キャピタルは、2050年までにゼロエミッション経済への移行を加速させることを表明した。

気候変動は今後数十年にわたり企業に影響を与えると予想される。企業が気候関連リスクについてその財務諸表でより明確に取り扱うことは不可欠であるが、近年の動向を考えれば、今後数年間で徐々に進展するであろう。気候関連事項が変化し続け、企業が気候変動に対処するためにさらなるコミットメントや措置を引き続き講じていく中で、企業は財務諸表に、最新の気候関連リスクの評価や財務諸表への影響が確実に反映されるようにすることが重要である。さらに、企業は財務諸表で提供する情報と、年次報告書における財務諸表以外の開示、プレス・リリース及び投資家向けアップデート情報といった、財務諸表以外で利害関係者に提供する情報との整合性を担保しなければならない。

国際会計基準審議会 (IASB) の第3次アジェンダ協議に回答を寄せた利害関係者の大半が、気候関連リスクに関する潜在的なプロジェクトを優先順位が高いと評しており、²我々は、この領域におけるIASBの作業は、IFRS財団が最近設立した国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) と協力していく中でさらに増加すると見込んでいる。

これを受けて、世界中の規制当局は、気候変動リスクが財務諸表へ与える影響を報告する必要性や、サステナビリティに関する報告やコミュニケーションと財務諸表における関連する開示との整合性をさらに重視するようになっている。例えば、2020年11月、英国の財務報告評議会、評議会、企業、監査人、専門家団体及び投資者による気候関連検討事項のテーマ別レビュー³の結果を公表した。欧州証券市場監督局 (ESMA) は2021年年次財務報告書に関する欧州共通の執行優先事項⁴の中で、「すべての発行体が、経営者による報告書、非財務報告書、財務諸表及び該当する場合には目論見書といった開示情報において全体を通して一貫性を担保し、市場とのコミュニケーションにおいて気候関連事項を総合的に検討することが重要である」指摘している。

¹ IAS 第1号「財務諸表の表示」第7項では、情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があるとしている。

² IASB, 2021年11月会議、ペーパー AP24A

³ <https://www.frc.org.uk/our-purpose/climate-thematic-review-2020>

⁴ www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/european-enforcers-target-covid-19-and-climate-related-disclosures

また、2022年3月に米国証券取引委員会が、登録企業にその届出書類及び年次報告書に一定の気候関連情報を提供することを求める修正案を公表した。当該提案は、登録企業が気候関連リスクにどのように対処しているかについて投資者に一貫性があり、比較可能かつ信頼できる情報が提供されることを意図している。⁵

気候関連財務情報開示タスク・フォース(TCFD)は、2021年現状報告レポート⁶で企業によるこの分野の開示が過去最大の増加を記録したと強調していたが、その一方で「企業は依然として気候変動の影響を定量化し、気候変動の脅威を十分に評価するために必要とするデータの入手に苦勞している」とも述べていた。

本冊子は、気候変動がIFRSに準拠して作成される財務諸表へどのような影響を与えるかを企業が評価・開示する際の一助となることを目的としている。企業特有の事実と状況に基づく会計上の検討事項を識別するには相当の判断が求められるであろう。したがって、本冊子に含まれる情報は、参考となる知見や開示例を提供することのみを目的としており、それらがすべての状況に適用されたり、十分となることを示していると解釈すべきものではない。本冊子は、年次報告書の他の部分における気候関連開示との整合性が必要であると強調しているが、経営者による説明(MD&A)やIFRSに準拠した財務諸表以外の報告(例えば、独立したサステナビリティ報告)については扱っていない。

本冊子における財務諸表からの開示例は例示目的で再掲している。これらの開示例が、IFRSや現地の資本市場ルールなどのその他の要求事項に準拠しているかどうかについてはレビューしていない。したがって、それらは、企業がこれまで培ってきた実務を文書化しているが、「ベスト・プラクティス」を示すものではない。本冊子の開示例は、その意図される目的を理解するために財務諸表で提供されているその他の情報と合わせて読まれたい。

本冊子の開示例は一部の極めて特異な事実及び状況を取り扱っている場合があるが、関連する情報を開示するための判断及びIFRS基準の要求事項は、すべての報告企業に適用されるものである。したがって、我々は、すべての業種の企業が気候変動の影響を報告する際には、企業自身の事実及び状況を考慮した上で、これらの例を検討されることを推奨する。

最新の刊行物については、[IFRS インサイト | EY Japan](#) を閲覧されたい。特に我々は、エネルギー移行に関する新たなビジネス・モデルや取決めの会計処理への影響を解説する「Applying IFRS to the Energy Transition」シリーズを参照している。本シリーズは現在、電力購入契約、二酸化炭素回収及び貯留を取り扱っている。

⁵ <https://www.sec.gov/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>

⁶ assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Status_Report.pdf

1. 開示に関する要求事項

1.1 論点

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、「財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することである」と述べている。財務諸表利用者の意思決定に資するためには、情報が(少なくとも部分的には)先見性のある又は予測的な性質を有する必要があることを意味する。気候関連事項に関する情報は、企業に重要な影響を与え、したがって投資決定に影響すると投資者が合理的に予想する場合に目的適合性を有する。さらに IAS 第 1 号は、企業は重要性のある情報が財務諸表から省略されていないかどうかを検討しなければならないと定めている。

包括的な原則として IAS 第 1 号は、例えば、IFRS 基準に個別に要求されておらず、財務諸表のどこにも表示されていないものの、財務諸表の理解に目的適合的となる気候関連事項のような情報を開示するよう企業に求めている。⁷ IAS 第 1 号の要求事項は財務諸表全体にとって目的適合的であり、例えば、IAS 第 1 号は、依拠した仮定や判断、さらには継続企業に関する不確実性について開示を求めている。

1.2 影響

仮定及び見積り

IAS 第 1 号は、企業が将来に関して行う仮定について、翌事業年度に重要性のある調整が生じる重大なリスクに関する情報の開示を求めている。⁸ これにより、気候関連事項に関する仮定について開示が求められる可能性がある。いくつかのケースでは、気候リスクに関する重要な仮定の変化が、短期的には重要性のある調整につながると想定されなくても、長期的には重要性のある調整の可能性が重大なリスクとなるであろう。その文脈において、利用者が、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び業績に及ぼす影響を理解するのに IFRS 基準の要求事項では不十分となる場合には、企業は IFRS 基準の個別の要求事項を超えた追加的な開示を提供しなければならない点を認識することが重要である。したがって、たとえ短期的には重要性のある調整が生じるリスクが低いとしても、主要な仮定に関する開示が求められる場合がある。さらに、投資者及びその他の利用者が気候関連事項に関して、より高い透明性を要請しているという事実はそれ自体、例えば、耐用年数が比較的短い資産と同じように個々の財務測定値への数値的影響はさほど重要ではないとみなされる場合でも、そうした開示は重要であるということを示唆している。

BHP Group 社(BHP 社)は、2021 年度年次財務諸表において、気候変動の影響及び低炭素経済への移行について説明している。同社は、低炭素エネルギーへの移行に関する 2 つのシナリオを開示し、移行の影響及びそうしたシナリオに影響される項目に関する経営者の仮定を財務諸表で説明している。

気候関連事項に関する仮定の開示が求められる。

⁷ IAS 1.112(c)を参照

⁸ IAS 1.125 を参照

移行リスク

国際的な移行マイルストーン及びコモディティへの影響

社会の現在の動向及び世界経済全体を考慮すると、当グループのターゲット及び最終目標に加え、重要な判断及び主要な見積りも、低炭素経済への移行時点における経済及び気候関連諸条件の範囲を、当グループが現時点でどのように評価するかに影響されることになる。最近の活発な取組みにもかかわらず、2050 年に向けた 1.5°C Pathways(1.5°Cに気温上昇を抑える諸方策)は、現在の世界の軌道から大きく逸れており、当グループは、ネット・ゼロ排出への迅速な移行に向けた技術、規制又は経済面での基礎が今現在整備されているとは考えていない。これらのマイルストーンを認識した上で、当グループは、気候変動及び低炭素経済への移行の潜在的な影響に関して、当グループの現在の最善の見積りを以下の 2 つのシナリオで説明し、現行の方針、トレンド及びコミットメントさらには、世界経済及び関連するサブシステムについて生じる可能性が最も高い将来像の範囲について当グループの見解を検討している。

- Central Energy View : 現行の方針の趨勢を反映し、それに対応して定期的に更新されるが、今のままでは 2100 年までには産業革命以前の気温から約 3°C 上昇することになる。
- Lower Carbon View : 今のままでは 2100 年までに気温は約 2.5°C 上昇することになる一方で、特に発電や軽量自動車など排出削減が容易な分野を中心に脱炭素化の傾向及び方針を加速させていく。

これら 2 つのシナリオは、新しい情報を反映するために定期的に見直される。これらのシナリオは、当グループの供給、需要及び価格予測、資本配分及びポートフォリオを更新するための情報を提供する、当グループの想定ケースのインプットとして現在使用されている。したがって、これらのシナリオは、資産の評価額及び潜在的な減損損失額の算定(注記 11 有形固定資産及び注記 13 非流動資産の減損損失)、減価償却上の資産の経済的残存耐用年数の見積り(注記 11 有形固定資産)、閉鎖及び修復活動のタイミング(注記 15 閉鎖及び修復に関する引当金)及び一定の繰延税金資産の回収可能性(注記 14 繰延税金残高)をはじめ、一定の重要な判断及び主要な見積りに影響を与える。

当グループは世界の脱炭素に向けたマイルストーンを今後ともモニタリングしていき、それに応じて想定ケースを更新していく。そうしたマイルストーンが、パリ協定に整合した 1.5°C シナリオを達成するための適切な対策が講じられていることを示唆する場合、それは当グループの想定ケースに反映される。

Equinor 社は、パリ協定のシナリオに整合したコモディティ価格に対する感応度分析を 2021 年度年次財務諸表に開示している。

開示例 1-2—Equinor 社- 2021 年度年次報告書

3 気候変動を制限するための取組みの影響

見積りの不確実性への影響

気候変動を制限する取組みの影響及びエネルギー移行の潜在的な影響は、当社の将来キャッシュ・フローの見積りにおける経済上の仮定のいくつかに関係する。そのような取組みの動向の結果及び当社がその影響を受ける度合いは不確実性の要因になる。2050 年に向けて世界のエネルギー需要及びコモディティ価格を見積ることは難しい作業となる。それは、将来の需給の動向、テクノロジーの変化、税務、排出に課せられる税金、生産の限界及びその他の重要な要因を評価しなければならないためである。仮定が変化し、現在予測しているシナリオから大幅に異なる結果が実現する可能性もある。その結果、経済的耐用年数(減価償却期間及び資産除去債務のタイミングに影響が生じる)及び使用価値の計算(減損評価で影響が生じる)など、会計上の見積りに大幅な変更が生じ得る。

減損テストの使用価値で使用される Equinor 社のコモディティ価格の仮定は、会計基準に従い、関連する現在の状況の動向及び当該状況について将来起こり得る展開に関する経営者の最善の見積りを基に設定されている。この価格設定は、WEO 持続可能開発シナリオ又は 2050 年ネットゼロエミッション・シナリオの中で説明されているパリ協定における目標を達成するために求められる価格設定とは異なる。

パリ協定の目標に従った施策の実施に応じて、世界がどのように行動すべきかに関する道筋が将来変化する場合、そのような道筋が有する詳細にわたる特徴に応じて、Equinor 社の有形固定資産の評価全体にネガティブな影響が生じる可能性がある。

例えば、国際エネルギー機関(IEA)によって見積られた 1.5°C に気温上昇を抑える目標と整合する 2050 年ネットゼロエミッション・シナリオにおける価格(二酸化炭素価格を含む)を用いる場合の潜在的な影響額を計算すると、税引前で約 70 億ドルの減損損失が生じる結果となる。この例示的な減損の感応度は、注記 11 有形固定資産に詳細が記載されている単純化されたモデル及び制限に基づいている。

幅広いシナリオに関して感応度分析を提供することが必要になる可能性がある。

気候関連リスクの評価、より具体的にいえばその定量化には一般的に、将来の技術開発、政治の動向及び政府の施策など、将来の発展に関する高い不確実性について判断の適用が求められる。評価には、複数のシナリオが含まれ、幅広い結果が生じる可能性がある。したがって、企業が、基本財務諸表において自らが依拠した見積り及び(IAS 第 1 号の要求に基づいて)開示された感応度にどのように不確実性を組み込んでいるかについて説明する開示のみならず、幅広いシナリオに関する感応度分析を提供することが必要になる。投資者のコミュニティーは、パリ協定に由来するシナリオなど、特有の将来のシナリオが潜在的に与える将来の影響に関する情報を期待しているかもしれない。その場合、企業は、その評価がそうしたシナリオに整合的であるか、どのように整合しているかを説明することが適切であり、シナリオとは異なる場合、他のシナリオがより現実的であると何故考えるのかその理由を説明すべきであろう。BHP 社はこの影響に対する開示を 2021 年の年次財務諸表で行っている。

移行リスク

化石燃料の需要に対する感応度

当グループは、パリ協定の目標に整合したエネルギー移行シナリオをはじめ、個々のコモディティについて異なる結果を示唆する可能性がある一定範囲のエネルギー移行シナリオが存在することを認識している。現状ではグループの想定ケースに対するインプットではないものの、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ（当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ）に対する当グループのポートフォリオの弾性について、当該シナリオの下でのパリ協定に整合したコモディティ価格の見通しが当グループの最新の資産計画に及ぼす影響を含め、検討されている。

当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオにおける財務報告への潜在的な影響のすべてを現在、完全に評価することは実務上不可能であるものの、本シナリオにおける長期的な価格見通しは、当グループの現在の想定ケースにおける価格見通しに対して、概ね整合している又は有利に作用すると思われる。ただし、エネルギー用石炭、石油及び天然ガスについてはその限りではない。

シナリオ分析には内在する限界があり、シナリオのうちいずれのシナリオが最終的に実現するかを予測することは困難で、検討するシナリオのうち、当グループにとっての確定的な結果をもたらすシナリオは存在しない。

エネルギー用石炭、石油及び天然ガスを除く、当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオでの長期的なコモディティ価格の見通しは以下を反映している。

- 銅及びニッケル価格は、当グループの現在の想定ケース通りに若しくはそれを上回って電化が急速に進んでいることから恩恵を得る
- 鉄鉱石価格は、再生エネルギー、特に風力発電施設の建設による製鋼の需要に下支えされ上昇する
- カリ価格はバイオ燃料が今後さらに浸透する可能性を反映して上昇する
- 冶金用石炭価格は、製鋼に関し代替には限りがあることが下支えになって、シナリオのタイムフレームにわたって上昇する

これらのコモディティの長期的な価格見通しが明るいことに鑑み、当グループは現在、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオの下で、資産の評価及び残存耐用年数、さらにこれらのコモディティに関する資産に対する閉鎖及び修復引当金の割引に重大な悪影響が生じる見込みはないと考えている。

当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオでは、エネルギー用石炭、石油及び天然ガスの長期的なコモディティ価格見通しは、当グループの現在の想定ケースにおける価格見通しにとっては好ましいものではない。しかし、最近のポートフォリオに関する発表及び 2021 年度に認識された減損処理によって、当グループの資産の帳簿価額のエクスポージャーは、エネルギー用石炭、石油及び天然ガスの長期的なコモディティ価格に限定される。その理由は以下のとおりである。

- 当グループは、当グループの石油関連事業と Woodside 社との合併提案を発表している。
- 当グループは、Cerrejón 社に対して当グループが保有する 33.3%の持分を売却する売買契約の締結を発表している。
- 2021 年度に減損損失を認識したことで、当グループの NSWEC 資産の帳簿価額はもはや重要でなくなっている。

開示例 1-3 BHP Group 社 – 2021 年度年次報告書

さらに経営陣は、これらの資産を取り巻くそのような価格設定環境において、営業及び投資計画を変更してキャッシュ・フロー及び評価上の影響を和らげようとしているため、当グループの財務諸表の作成に用いられた重要な判断及び主要な見積りへの潜在的な影響を完全に評価することは、現在、実務上不可能である。しかし、上記の要因を考えれば、現在の最善の見積り上の残存耐用年数が終了する前に経済的に持続可能な方法で埋蔵資源を採掘することが不可能になる可能性があり、NSWEC の廃鉱引当金が当グループのパリ協定と整合した 1.5°C シナリオの長期的な影響を最も受けやすい負債となる。

そのようなシナリオでは、閉鎖活動は、当グループの現在の最善の見積りよりも早く実施される可能性があり、その場合は廃鉱引当金が影響を受けることになる。

2021 年度の年次財務諸表で Rio Tinto 社は、気候変動は、引当金の計算における見積り上の不確実性の原因の 1 つであると述べている。

開示例 1-4 – Rio Tinto 社 – 2021 年度年次報告書

1 主要な会計方針

(i) 閉鎖、原状回復及び環境義務(注記 25)

引当金の計算においては相当の見積り上の不確実性が存在し、費用見積りは、以下をはじめ、多くの要因により変動する。

- 関連性のある法的なあるいは、政府又は地方自治体による要求事項及び利害関係者に対して行われるその他のコミットメントの変更
- 是正及び放棄に関する選択肢の見直し
- 修復中に識別された追加的な是正要求
- 新しい原状回復技法の出現
- 降水量及び気候変動
- 閉鎖予定日の変更
- 割引率の変更
- インフレの影響

上述のとおり、多くのケースで、例えば、閉鎖日が前倒しされる場合の影響がどのようなものになるかを反映する感応度に関する開示、及び工場の閉鎖予定日といった、依拠した仮定の詳細を含めることで、そうした要因が企業の見積りにどのような影響を与えたかをさらに説明することが適切となる。

一部の人は、現在のビジネス・モデルの持続可能性をはじめ、気候リスク及び潜在的な将来の動向が企業に与える影響は、不確実性が大きすぎて、測定及び定量化した開示を通じて財務諸表に意味のある表現を行うことはできないと考えている。一般的に高い水準の不確実性が存在する場合、企業が感応度分析の開示を検討することは非常に有用である。感応度分析は、上述の例で示されるように、そうした状況において関連性のある情報を伝えるという点で特に有用となる。

他方、経営陣が、気候リスクが企業の財政状態及び将来の業績に与える影響を未だ完全に検討しておらず、結果として気候リスクを関連する評価及び判断には組み込んでいない企業も存在する。そのような状況において、企業は少なくとも、その財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示する財務諸表をどのように検討したかの説明と共に、気候リスクを財務諸表に反映することができないことを明確に説明する情報の開示を検討すべきである。

企業は気候関連の判断の開示を検討する必要があるであろう

気候関連事項に関する情報は、継続企業の前提を評価する場合のその他の不確実性とあわせて検討すべきである

判断

認識される金額に最も重要な影響を与える判断の開示もまた、IAS 第 1 号で要求されている。多くの判断もまた、気候関連事項に影響されることから、企業はそれらの判断の開示を検討する必要がある。例えば、気候関連の不確実性により、その基礎となる資産の経済的耐用年数に関する不確実性が増すことから、石炭火力発電所の残存耐用年数の評価がより複雑になる。その場合、気候リスクの影響は、IAS 第 1 号に規定される判断に関する開示に組み込まなければならない(セクション 4 の例示 4-1 を参照)。

企業が財務諸表上、気候関連の仮定及び判断を検討する場合、それらの活動に関するプロセスの更新が必要となるかもしれない。現在に至るまで、財務報告の基礎となる仮定と判断の多くが過去の経験を用いて行われてきている。しかし、気候関連事項の変化のペースとともに、今後そうした経験も関連性が低下していくことが考えられる。例えば、企業は、技術的発展、法律上及び社会的動向をはじめとして、それらだけに限らず、民間及び公的部門が発表した計画やコミットメント、また実行されたイニシアティブのモニタリングを行っていく必要がある。

継続企業

IAS 第 1 号は、「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、企業は財務諸表を継続企業の前提により作成しなければならない」と述べ、「継続企業」について説明している。作成の基礎になる継続企業の前提が適切であるかどうかを評価するにあたり、気候関連事項に関する情報について、その他の不確実性とあわせて検討すべきである。

気候関連事項は、評価に織り込まれる可能性が高い将来の事業活動及び銀行融資に関する制限と共に、企業の継続企業の評価に影響を与える場合がある。さらに、企業は、事業の継続的な運営に不可欠な水、エネルギー、土地利用及び廃棄物管理に関する事項など、外部要因を検討する必要があるであろう。

継続企業の評価では、多くの企業が向こう 12 ヶ月のみを検討して、継続企業に関する不確実性は重要ではないと結論付けている。しかし、IAS 第 1 号に従って継続企業の前提で財務諸表を作成できるかどうかを評価する場合、企業は報告期間末時点から少なくとも 12 ヶ月先以降の期間を見る必要がある。つまり、既知の不確実性が 12 ヶ月超の期間にわたって評価に影響を及ぼす場合には、12 ヶ月についてのみ継続企業を考えるのでは IAS 第 1 号の規定に整合しないことになる。

企業が継続企業の前提は依然として適切であると結論付けるとしても、IAS 第 1 号は、企業の継続企業としての存続能力に大きな疑義を生じる重大な不確実性の開示を要求している。気候関連事項は、当該企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じる事象又は状況に関係する重要な不確実性を生じさせる可能性がある。そのような場合、継続企業の前提が適切であると仮定されるとしても、当該仮定に関連する不確実性を説明する追加的な開示が求められると考える。

2021 年 12 月 31 日を報告日とする 2021 年度年次報告書で、Rolls Royce Holdings 社は、継続企業に関する開示の一部として、2023 年 8 月までの 18 ヶ月にわたる包括的な継続企業のレビューを基に、「継続企業の前提を評価している 18 ヶ月の期間について物理的リスクと移行に関連するリスクが生じる可能性は低いものの、当グループは物理的リスクと移行に関連するリスクの両方について当グループのリスク評価の一環で検討している」と述べている。

1 会計方針

気候変動

連結財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、気候変動の影響を、特に本年度の戦略報告書に含まれる開示及び表明された脱炭素のコミットメントの文脈で検討している。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づき、当グループは、移行リスクと物理的リスクの両方を対象に気候関連リスクの潜在的な影響を評価している。移行リスクには、政策、法律、技術及び市場の広範な変化が含まれ、物理的リスクとしては資産に直接生じる損害やサプライ・チェーンの混乱が含まれる。

当グループは脱炭素を宣言しており、気候関連の課題に対応するための長期的な検討事項を識別し、ネット・ゼロ社会を達成するために社会が必要とする条件に利害関係者が賛同するように積極的に働きかけている。当グループの短期的及び長期的優先課題は以下の通りである。

- 2030 年までに建物及び施設の稼働及び製造過程で購入される及び消費されるすべてのエネルギーについて温室効果ガス(GHG)のネット・ゼロ排出を達成する(生産テスト及び開発を除く)。そのために、現場での再生可能エネルギー設備の設置に対する継続的な投資、再生可能エネルギーの調達及び当グループの全体的なエネルギー需要及び営業コストを削減するためのエネルギー効率の改善に向けた継続的な投資が求められる。これらのスコップ 1 及び 2 の排出の改善を満たすために求められる投資は、これらの財務諸表をサポートする予測に盛り込まれている。当グループは英国プリストルの製造現場が 2022 年度中にネット・ゼロカーボンの操業を達成する最初の現場になると想定している。
- 当グループは、Power Systems 社におけるハイブリッド・エレクトリック・ソリューション、より効率的な UltraFan エアロ・エンジンの開発の継続、持続可能航空燃料のテスト、小型モジュール炉(SMR)及びハイブリッドかつ完全な電気推進に対する投資をはじめ、新しい技術のブレイクスルーを牽引する。新製品は、2030 年までにネット・ゼロ操業を可能にし、全ての製品が 2050 年までにネット・ゼロ操業を可能にする予定である。2021 年の新市場の研究開発費は 68 百万ポンドであったが、SMR が英国の包括的設計認証審査(UK GDA)のプロセス及び電気推進技術に参入するための準備を整えるデザイン開発が含まれる。これらの技術を達成するために求められる将来の投資は財務諸表をサポートする予測に盛り込まれている。

当グループは、気候変動シナリオを作成して当社の事業戦略の持続可能性、脱炭素化計画及び気候関連リスクを管理するアプローチを評価している。それらに使用される仮定及びシナリオが企業の事業活動、キャッシュ・フロー及び利益予測にどのような影響を及ぼすことになるのかについては固有の不確実性が存在する。取締役会は、シナリオがリスク管理活動及び投資者及びその他の利害関係者に対して行ったコミットメントと整合していることを確認するために定期的に当該仮定の見直しを行っている。

長期契約に関する収益認識、非流動資産の減損レビュー及び繰延税金資産の帳簿価額などの領域に関係して財務諸表内で使用される仮定は、作成された気候シナリオからの発見事項を考慮している。主要な変数には、IEA ネット・ゼロシナリオに基づく炭素価格が含まれる。当該シナリオは、炭素価格について 2022 年の 1 トン当たり 47 ドルから 2050 年の 1 トン当たり 250 ドルへの上昇及び、気候変動に関する政府間パネル(IPCCRC1.9)、気温上昇(IPCC1-19)シナリオからの気温上昇及びオックスフォード・エコノミクス・ネットゼロ・モデルからの GDP 情報から導かれるコモディティ価格の傾向を仮定している。

多くの場合、気候リスクにより継続企業に関する不確実性が大きく増加することはないかもしれないが、企業の継続企業としての存続能力を評価する上ではそれを無視することはできない。企業のより長期にわたる事業の持続可能性の分析に基づくと、継続企業としてそのような長期にわたって存続する企業の能力に関し、大きな不確実性が存在する場合、そうした不確実性について言及する開示を検討すべきである。

弊社のコメント

気候リスクは見積り上の不確実性に関する主な要因になりつつあり、IFRS を適用する際に求められる判断をより複雑なものにする。さらに、企業は、継続企業として存続する能力を評価するにあたり、将来の気候関連の動向に関連する不確実性を考慮すべきである。

したがって、企業は仮定及び見積りに関して行う目的適合性のある開示を担保し、そのような開示は、一般的な定型文による表現が回避されるように注意を払い、企業特有のものとするべきである。企業特有の開示には、適切となる場合には仮定に関する定量化された情報及び当該仮定に関する既知の市場の期待からの乖離についての説明が含まれる。さらに、企業が依拠する見積りに組み込まれた不確実性を説明するために、適切な場合には定量化された感応度に関する開示も行うことが強く推奨される。また、財務諸表外の気候関連事項に関する開示（例えば、独立したサステナビリティ報告又は経営者による説明）と企業が気候リスクを財務情報（例えば、財務諸表における測定及び開示）にどのように組み込むかに関する開示の双方について一貫性を担保することも重要である。

企業の継続企業としての存続能力に関連する不確実性を評価する際、短期的に実現すると見込まれるもの以外の気候リスクの影響についても検討が必要となる。

2. 有形固定資産

2.1 論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」は、有形固定資産項目を、関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、信頼性をもってその原価を測定できる場合には認識しなければならないと定めている。

企業は、有形固定資産項目を、資産の将来の経済的便益を消費すると予測するパターンを反映した方法により耐用年数にわたって償却しなければならない。また、IAS 第 16 号は、資産の耐用年数及び残存価額を実態に即して見積り、少なくとも各事業年度末時点で見直す必要があると定めている。

企業は法律により、資産からの流入が期待される将来の経済的便益を直接的に増加させるものでなくても、例えば安全装置や環境保護装置などの一定の支出の負担を求められる場合がある。IAS 第 16 号では、そのような支出は、それが行われなかった場合に得られたであろう経済的便益を超過する将来の経済的便益を企業が得ることを可能にする場合には資産の取得原価としての認識要件を満たすと説明されている。

有形固定資産に関する減損規定の説明は下記セクション 3 で行っている。

2.2 影響

気候変動、それに対処するための立法措置及びさらに増す社会的な期待により、有形固定資産項目の価値、経済的耐用年数及び残存価額に相当の影響が生じる可能性がある。例えば、法律により一部の技術が陳腐化する、大きな学習曲線効果及び研究開発投資により再生技術がコスト競争力を高める、また、資産によっては極端な気象条件によりダメージを受け易くなるといったことが考えられる。

特に、企業は気候関連事項が有形固定資産に与える影響を評価するにあたり以下を考慮しなければならない。

- **耐用年数**—気候変動は関連する法律も含めて、有形固定資産の用途及び使用期間に影響を及ぼす可能性がある。上述の通り、IAS 第 16 号は、企業は少なくとも各事業年度末時点で資産の耐用年数を見直さなければならないと定めている。企業は、資産の見積耐用年数を算定し、資産の減価償却期間を決定するにあたり、毎年、気候関連要因を考慮する必要がある。例えば、化石燃料生産資産（例：石炭生産資産）の早期の廃棄又は炭素排資産（例：高炭素排出船）の使用の継続を見込むのかどうかを評価する必要があるであろう。同様に、高炭素排出産業の顧客にサービスを提供するために自社の有形固定資産が使用される場合、有形固定資産が間接的に影響を受ける可能性があるかどうかを検討する必要がある。
- **ビジネス・モデル**—気候関連の革新的な取組は結果として炭素排出の削減を目的とする新しいビジネス・モデル及びプロジェクトの開発につながる。例えば、二酸化炭素回収・貯留技術は、枯渇した石油層又は天然ガス層を用いることで、部分的又は完全に減価償却された既存のインフラを利用する（例：生産中又は廃鉱済油ガス田に関連するパイプラインやオフショア施設）。当該シナリオでは、資産の将来における利用可能性が増すため、企業は、既存の設備の減価償却方法及び（又は）減価償却期間を変更する必要があるかどうかを評価しなければならない。すなわち、既存のインフラであっても、新しいクリーン・エネルギー・プロジェクトの存在により耐用年数が延長される可能性がある。

気候関連事項は、有形固定資産項目の価値、その経済的耐用年数及び残存価額に影響を与える可能性がある

- **廃棄**—有形固定資産項目の耐用年数が以前想定していたより短くなる場合、その廃棄が前倒しされ、割引の影響の結果として資産除去債務及び関連する資産の両方が増加することとなる。さらに、耐用年数が到来済みの資産は、資産除去債務の潜在的な変動に比べれば帳簿価額が小さいため、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に基づき純損益に影響が生じうる点には留意が必要である。
- **残存価額**—有形固定資産項目の残存価額も、少なくとも各事業年度末時点で見直さなければならない。有形固定資産の残存価額は通常、適正に予測することが可能であるが、法律上の期日が決まっており、その結果徐々に用いられなくなっている技術を使用する中古の有形固定資産の買手が相対的に少ない場合には、必ずしもそうはならない。下記の開示例では、easyJet 社が、保有する航空機の残存価額が気候変動にどのように影響されるかを 2020 年度財務諸表に記載している。

開示例 2-1 – easyJet 社 – 2020 年度年次報告書

1A. 重要な会計方針

有形固定資産

残存価額を毎年、入手可能な場合には、同等の経過年数を有する資産の実勢の市場レートに照らして報告期間の末日時点で再評価し、それ以降の減価償却率をそれに応じて調整する。帳簿価額は、事象や状況の変化により帳簿価額が回収可能ではないことが示唆される場合、減損のために再評価される。航空機については、easyJet 社の唯一のサプライヤーは Airbus 社である。これにより、航空機がフリートから外れた時点で顕在化する評価リスクが生じるが、その評価は中古航空機の将来の需要に依拠する。残存価額及び減損を評価する際、気候変動が将来において技術、市場、経済又は法律に与える影響について、それらが信頼性をもって測定できる場合は考慮する。

- **開発コスト**—企業は、新しい技術(例えば、水素処理又は二酸化炭素回収・貯留(CCS)装置)に関するインフラ開発への支出を負担する。そうした開発コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつその取得原価が信頼性をもって測定できる場合にのみ有形固定資産項目として認識される。企業は、いつの時点で有形固定資産の認識要件を満たすための十分かつ信頼性のある情報が存在するかを検討する必要がある。この点、現行の技術と比べ新しい技術に関しては、開発に際して時間が大幅に超過し、コストが予想以上に膨らむ可能性がより高くなり、資産の総開発コストについてより多くの不確実性が存在することから、そのような情報の有無はより重要となる。
- **修繕及び設計変更**—場合によっては、既存の資産の転換又は用途変更のために重要な修繕又は設計変更が求められる可能性がある(例:海底油田開発で使用される特殊船舶を、海上風力発電施設向けに使用するために用途を変更する場合)。そうした活動により資産の取り換えが行われる場合、企業は追加的な支出及び既存の有形固定資産の適切な処理を決定するにあたり IAS 第 16 号の定期的な大規模検査に関する規定を適用する必要がある。結果として、企業は、従前に想定していたより早く取り換えが見込まれる一定のパーツについて耐用年数を見直さなければならない可能性がある。

企業は、有形固定資産が、気候変動から生じるリスク及びそうしたリスクへのエクスポージャーにどのように影響されるかを利用者が理解できる十分かつ適切な開示を担保する必要がある

- ・ 開示— 上述の通り、気候関連事項により、有形固定資産項目の帳簿価額及び会計処理に関し相当の不確実性が生じる可能性がある。企業は、利用者がそうしたリスク及びエクスポージャーを理解できる十分かつ適切な開示を担保する必要がある。例えば、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄にかかわる不確実性、ならびに報告期間におけるそれらの仮定の変更について開示において説明することが有用である。さらに、企業は財務諸表に表示した有形固定資産の種類が依然として適切であるかどうかを検討する。例えば、企業は、基礎となる技術及び炭素強度に関係なく発電所の帳簿価額を結合して開示することはもはや有用でないと結論付ける可能性がある。開示規定についての説明はセクション 1 で行っている。下記の開示例では、Electricité de France 社が 2021 年度財務諸表で、持続可能な投資プログラム及びその優位性がエネルギー転換に関するコミットメントの達成にどのように資するかを詳細に説明している。

開示例 2-2 – Electricité de France 社 – 2020 年度財務諸表

20.4 カーボンフリー投資

2021 年、当グループは、事業上の投資プログラムを継続しており、その額は総額で 165 億ユーロに達し、その内訳は、160 億ユーロが無形資産及び有形固定資産(注記 4 及び 10.7 を参照)への投資、5 億ユーロが金融投資であった。

2021 年、当グループの投資の 94%(2020 年は 94%)がネット・ゼロに向けての投資であり、そのうち 50%(2020 年は 51%)が原子力部門に関する投資であった。当グループの投資の 40%が欧州サステナブル・タクソミーと整合している(2020 年 3 月の TEG(技術的専門家グループ)の報告に基づく方法を適用した 2020 年は 43%)。特筆すべきはネットワーク、再生可能エネルギー(水力発電、太陽光発電、風力発電)及び一定のエネルギー・サービスが主な対象になっていたということである(2021 年 URD(Universal Registration Document)のセクション 3.8.3「タクソミーに関する詳細」における非財務業績に関する当グループの報告書に表示)。

EDF は新しい活動への投資を行っており、エネルギー移行の中心企業になっている。当グループの新しい成長手段を開発・達成するために 2021 年に The Innovation and Pulse Programmes 部門(DIPP)を設置した。同部門は革新を柱にすえるスタートアップ企業やベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資を行い(EDF パルス・ベンチャー・プログラム – Pulse Ventures programme)、起業家精神に富むプロジェクト(EDF パルス・インキュベーション・プログラム – Pulse Incubation programme)を開発することでこの目的の達成を追求していく。これらのプログラムは異なる形ですでに展開しており、過去十年で、2019 年の Hynamics(重機輸送産業向けに、水電解により生成される低炭素水素の製造・販売を専門に事業展開している)など複数の子会社が当グループにより設立されている。

また、当グループの存在理由は、フランスにおける長期的な原子力発電に要する費用の資金を調達するために保有されている専用資産のポートフォリオ(2021 年 12 月末時点で 375 億ユーロ)に適用される経営方針にも織り込まれている。当グループは、3 つの重点分野を対象とする責任ある投資者に関する憲章を策定している(国連の責任投資原則への準拠、人権に関する主要な国際協定の尊重及び責任投資に関する報告書の発行)。本憲章は直接管理される資産及び委託管理契約に従って専門家企業により管理される資産の両方に適用される。

弊社のコメント

気候関連事項は、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄に大きく影響する可能性がある。気候変動及びそれに関連するサステナビリティを推進するための法律で、有形固定資産項目が「座礁資産」になり、帳簿価格が既存のビジネス・モデルではもはや回収できなくなるリスクが高まる。

気候変動の影響を取り巻く不確実性を鑑みると、開示は、有形固定資産項目を認識して測定する際に経営者が行った判断を財務諸表利用者が理解し評価できるように盛り込まなければならない。

3. 資産の減損

3.1 論点

IAS 第 36 号「資産の減損」は、企業は各報告期間の末日（年度末又は期中報告日のいずれか）において、企業の資産について減損の兆候があるかどうかを評価しなければならないと定めている。減損の兆候が存在する場合、IAS 第 36 号は、企業に減損テストの実施を要求している。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、IAS 第 36 号に従って毎年、及び減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを行わなければならない。減損の兆候としては、企業に悪影響を与える技術的、市場的、経済的若しくは法的環境の著しい変化、資産の陳腐化、資産価値が低下していることを示す観察可能な兆候などが挙げられる。環境の変化の重要性に関する認識の高まりが規制上の措置につながり、利害関係者の視点にも影響を及ぼしている。そして、このことがコモディティの市場価格に影響を及ぼしており、企業は営業活動のあり方の変化を迫られている。企業はそうした事象及び状況が減損を示すものであるかどうかを検討する必要があるだろう。

1 つ又は複数の減損の兆候が識別された場合、資産又は資金生成単位 (CGU) の回収可能価額を算定し、帳簿価額と比較しなければならない。回収可能価額を算定するにあたり、企業は、環境の変化の直接的、間接的な影響の両方を検討する必要があるだろう。

最後に、IAS 第 36 号は、主要な見積り及び判断、減損損失の認識につながる事象や状況など、資産又は CGU の減損テストがどのように行われたかを利用者が理解できる十分な情報を開示することを企業に求めている。

3.2 影響

減損の兆候

パリ協定に沿って 2050 年までにネットゼロエミッションを達成する確約など、環境の変化に対処するための政府の措置は、以下を示唆している可能性がある。

- 一定の排出目標を超過する資産の使用に対するペナルティが原因で、時の経過又は通常の使用で見込まれるものを大幅に上回る企業の資産価値の下落が存在する。さらに、それは、資産が従前に見込んでいたよりも早く廃棄されることを示唆する可能性がある。
- 企業が営業活動を行う市場、経済又は法律環境に対する重大な悪影響が存在する。例えば、二酸化炭素排出量に基づいてカーボン・クレジットを返還しなければなくなる法律上の要求事項は、一定の活動は現在の形態では収益性が減少する、また、赤字が生じることさえあることを意味する可能性がある。あるいは、ある一定の生産方法を制限する規制の導入は、追加の投資が求められること、または生産をやめる必要が生じることを意味する可能性がある。
- 企業が採用している技術に対する重大な悪影響が存在し、市場の変化に順応するために技術に対する多額の投資が求められる。

さらに、投資家、保険会社、供給者、貸手、顧客といった利害関係者は、投資又は購入の決定をする際に環境をさらに意識するようになっている。彼らは、一定の業界へのエクスポージャーも織り込む。これらの動きは結果として、以下のような減損の兆候につながる可能性がある。

- 顧客の好みが変わること(例:より持続可能な財又はサービスを導入する同業他社)、以前に予想していたよりも資産又は CGU の経済的成果が悪化する。
- 一般的なコスト上昇。これにはたとえば、供給者がより高い原価を転嫁する、供給者が一定の資産について部品の生産を停止する、または、資産又は CGU の予想していた経済的成果に悪影響を与える異常気象の物理的な影響による追加のメンテナンスコストなどがある。
- 市場金利又は他の市場投資収益率が上昇し、資産や CGU の使用価値を計算する際に用いられる割引率に影響が生じる可能性が高い。それにより、資産又は CGU の回収可能価額が大きく減少する可能性がある。例えば、炭素排出量が多い業界又は洪水リスクにさらされている営業活動をしている企業は、より高い金利に直面するかもしれない、また投資家は、そうした企業に投資することでリスクが高まり、それを補填するためにより高い投資収益率を求めらるだろう。一方で「グリーン」産業で営業活動を行っている企業の場合、金利は低くなる可能性があり、割引率に好影響が生じる。割引率が高いということは資産又は CGU に固有のリスクが高いことを反映しており、将来キャッシュ・フローの現在価値が減少し、結果として使用価値も減少する(その逆も然りである)。
- 企業の純資産の帳簿価額が時価総額を上回る。投資家が、炭素排出量が多い業界から離れはじめる場合、企業の株価は悪影響を受ける可能性が高く、時価総額がその純資産の帳簿価額を下回る可能性がある。
- 保険会社が環境変化に対するリスク・エクスポージャーを、例えば極端な気象条件の物理的影響に関しより高い確率を織り込んで管理することで、保険コストが増加する。

最後に、カーボンフットプリントを減らす、または、より全般的な環境への影響を減らすという企業のコミットメントによって、以下が示唆される可能性がある。

- 資産の陳腐化の証拠。例えば、企業は脱炭素戦略に適合しない資産の廃棄を検討する可能性がある。
- 資産に悪影響を及ぼすと考えられるような、資産が使用されているか又は使用されると見込まれる程度又は方法に関する当期中又は近い将来における著しい変化の発生。例えば、企業は、カーボンフットプリント、化石燃料の使用を削減するために特定の活動を減らすことを検討したり、エネルギー消費量の多い資産を段階的に廃止したりすることが考えられる。
- 資産又は CGU の営業コストは、二酸化炭素排出量の相殺が求められることにより、又はエネルギー及び水の消費量を削減するための投資により悪影響を受ける。

ArcelorMittal 社は下記のように 2021 年度年次財務諸表に、減損評価の一環で気候変動の影響をどのように検討したかを記載している。

5.3 のれんを含む無形資産及び有形資産の減損

当社は、資金生成単位グループ (CGU グループ) 及び資金生成単位 (CGU) の回収可能価額の算定に適用される将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼす可能性がある一定の気候関連リスクへのエクスポージャーを検討した。電気自動車への転換や風力及び太陽光発電への移行といった動きにより、顧客が原材料の組み込み排出量及びライフサイクル排出量についての理解を深めており、この点において鋼材は有利性を持つことから、当社は更なる好機を感じている。気候関連政策に関する ArcelorMittal 社の最も実質的なリスクは、欧州のすべての工場に適用される欧州排出量取引制度 (ETS) である。当該リスクは、規制の対象になる当社の主要な製鋼工場に関係する。輸入鋼材は規制の対象とはならないものの、保護措置はいまだとられていない。

当社はパリ協定の目的に賛同しており、2030 年までにヨーロッパ及びグループ全体でその炭素排出量をそれぞれ 35% 及び 25% 減らし、2050 年までにグループ全体でカーボン・ニュートラルを達成するという大胆な計画を発表した。これらのアナウンスされた目標では、世界レベルでの市場、豊富で無理のない価格のクリーン・エネルギーへのアクセス、必要なエネルギー関連インフラの整備、低排出製鋼及び循環経済への転換の加速に向けた持続可能な資金へのアクセスなど、厳しい要求事項が条件となる重大な長期的な投資が求められる。

さらに、当社は EU 及びカナダでそれぞれに適用されている気候関連法及びネット・ゼロ排出説明責任法を受け、EU 及びカナダで義務付けられる 2050 年までにカーボン・ニュートラルを達成するという法的義務について検討した。その結果、EU 及びカナダにおける平鋼事業に関し、ArcelorMittal 社は、DRI-EAF 設備の建設が中心になる脱炭素化に向けた将来の設備投資は現在の状態の資産から生じると想定される経済的便益を維持するために必要であるため、それぞれの CGU グループ及び CGU の回収可能価額の将来キャッシュ・フローの仮定に盛り込むべきであると結論付けた。同時に、当社は、中長期ベースで、スマート・カーボン・ルート及び水素 DRI ルートをはじめとする脱炭素化鋼材への転換に向けた様々な革新的な低排出技術の開発に携わっている。それらに求められる投資は、当社又はジョイント・ベンチャーの将来キャッシュ・フロー予測において、コミットされた及び(又は)実施されている設備投資に関する当社の最善の見積りの一要素として考慮されている。

当社は、EU 及びカナダ以外の国や地域における高炉転炉法 (BFBOF) を採用している CGU グループ及び CGU では、異なるペースで脱炭素化が進められていくと認識している。また、まだカーボン・ニュートラルという法的義務は課せられていない可能性があり、その場合、脱炭素化に関する資本支出を使用価値の計算に含めることは認められないであろう。したがって、当社は、2050 年カーボン・ニュートラルの目的を達成するために脱炭素化戦略を加速させることができ、法的義務が関連する国や地域で課せられるまで、割引率に含まれるリスク・プレミアムを増やしている。さらに、当社の将来キャッシュ・フローに関する仮定には、排出枠を獲得するために当社が負担するコストの見積りも含まれており、これは EU 及びカナダにおける平鋼事業に主に影響を与える。炭素排出コストに関する仮定は、過去の実績、将来コストを軽減又は相殺すると見込まれる脱炭素化戦略の適用、将来の変化に関する入手可能な情報を基礎にしている。経済動向、低排出技術への転換速度の不確実性、炭素削減目標を満たすために講じられる政治面及び環境面での措置、気候関連事項から生じる規制上の変更及び排出に関する活動により、資本支出、炭素排出コストなどの回収可能価額の計算に使用される当社の仮定及びその他の仮定は、本来的に不確実であり、最終的に実際の金額と異なる可能性がある。

活発な市場及びCGUの識別

IAS 第 36 号は CGU を識別する際の資産又は資産グループのアウトプットに関する活発な市場の重要性を強調している。活発な市場とは、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場をいう。資産又は資産グループにより生産されるアウトプットについて活発な市場が存在する場合には、アウトプットの一部又は全部が企業内部で使用される場合であっても、関係する資産は資金生成単位として識別される。

企業の低炭素経済への移行という観点から、企業は内部使用だけのためにエネルギー生産資産（例えば、ソーラーパネル又は風力発電所）へ大規模な投資を行う。その際、内部コストの節約（すなわち、市場から購入した電気を代用すること）が投資決定の焦点になる可能性がある。しかし、電気の活発な市場が存在する場合、企業は資産（のグループ）が別個の CGU（すなわち、生産されたエネルギーの大半を消費することを意図する営業活動の CGU に含まれない）として識別されるべきかどうかを判断するにあたり、その電気を売却するために活発な市場にアクセスする能力を評価する必要がある。

回収可能価額の算定

IAS 第 36 号は、回収可能価額を、処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか高い方と定義している。回収可能価額が使用価値を基に算定され、将来キャッシュ・フローの見積りが求められる場合、IAS 第 36 号は、企業のキャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならないと定めている。その場合、企業は、リスクの様々な要素及び側面を考慮に入れる必要があり、それらは割引率又はキャッシュ・フローのいずれかの調整として扱われる。

これらの要素には、金額や時期に関する複数の可能性に関する予測、及び市場参加者が、企業が資産から得られると見込む将来キャッシュ・フローの価格付けを行う際に織り込むその他の要因、並びに資産/CGU に内在する不確実性を負担する際の価格が含まれる。気候変動の影響に関する一般的な不確実性及び仮定を評価するための過去の情報の入手可能性が限られることから、将来キャッシュ・フローの予測又は予算を作成するには相当の課題が見込まれる

金額や時期に関する複数の可能性

環境の変化を織り込むということは、将来の影響に関する重要な不確実性に対処する必要があることを意味し、それは企業の支配が及ぶものではなく、過去には組み込まれていないデータを組み込まなければならない。したがって、企業は外部の証拠を無視することはできず、外部の証拠により重点を置かなければならないとする

企業は、環境の変化を織り込む場合、外部の証拠をより重視しなければならないとするIAS第36号の定めを考慮しなければならない。

IAS第36号の定め⁹を考慮しなければならない。企業は、入手可能な最善の情報を利用しなければならない。「合理的に入手可能な情報が、他の市場参加者であれば異なるデータを用いるであろうということ、又は企業固有のシナジーなど他の市場参加者が利用できない企業に固有の何かが存在する」ことを示す場合、企業の自社のデータを調整しなければならない。例えば、企業は予測されたエネルギー価格、コモディティ価格又は炭素価格を使用することができる(例を下記の開示例3-7で説明している)。予測価格を組み込むことは複雑で、特に関連するタイムフレーム及び使用する気候変動シナリオに関しては相当の判断が求められる。コモディティ価格の予測は例えば、コモディティ・ブローカーや一定の銀行から得られる。関連する市場のスポットの炭素価格が炭素の価格付けの出発点になるであろう。また、企業は、炭素価格付けを気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)、国際エネルギー機関(IEA)及び世界経済見通し(WEO)により提供されるダウンスケール・シナリオから始めることもできる。企業が営業活動を行う国や地域について適切な情報源を判別するには判断が求められる。

キャッシュ・フロー予測のインプットが決まったら、次に企業はそれらのコストを顧客に転嫁できる範囲を検討することになるが、それは具体的な契約や市場の価格弾力性に左右される。

Beach Energy社は、下記の2021年度財務諸表に気候変動の影響をどのように考慮し、炭素価格付けを減損評価にどのように織り込んでいるかを開示している。

開示例 3-2 Beach Energy社 - 2021年度年次報告書

減損及び減損戻入の兆候のモデリング

減損の兆候が存在するかどうかを判断する際に、公表された市場価格が存在しない場合、各CGUの将来キャッシュ・フローの現在価値に関する見積りを行う。これらの見積りでは経営者の重要な判断が求められ、リスクと不確実性が存在し、よって経済状況の変化もまた、使用される仮定及び将来キャッシュ・フローを割り引くために使用される金利に影響を与える。

現在の気候変動に関する法律も計算に織り込み、気候変動リスクを巡る将来の不確実性を引き続きモニタリングしていく。これらのリスクとしては、CGUの埋蔵量のうち、経済的に持続可能な方法で採掘が可能にならない部分が含まれる。その原因としては、気候変動に対する政策、規制(炭素価格付けの仕組みを含む)、法律、技術、市場又は社会の対応により当社グループの製品需要の減少することや、深刻さを増す極端な気候変動事象から生じる重大なリスクに関係する物理的な影響、及び気象パターンの長期的な変化から生じる慢性的なリスクに関係する物理的な影響などが挙げられる。大半のケースで将来キャッシュ・フローの現在価値は、下記に概要が示される仮定に最も敏感に反応する。今のところオーストラリアでは炭素に関する価格は存在しないが、当社グループはさらに、炭素価格が\$25/tCO₂eから2030年までにA\$50/tCO₂eに上昇し、2040年までにA\$70/tCO₂e(実質)に上昇する炭素価格付け曲線を含み、そして二酸化炭素回収・貯留の便益及び仮に整備されていれば、2021年6月30日現在で所定の減損が生じていないBeach社の「25by25」イニシアティブに関連するプロジェクトの実施を織り込んだNPVに対してオーストラリアにおける生産資産の簿価を評価している。各CGUの将来キャッシュ・フローの現在価値は、最低でも半年ごとに外部の市場の予測を参照に下記の仮定を用いて見積もられている。適用した仮定は、契約価格及び先渡価格及び外部の市場アナリストの予測を含む観察可能な市場データを考慮している

⁹ 使用価値の測定に関するIAS第36号33項(a)を参照。また、処分コスト控除後の公正価値の測定に関する公正価値の算定については本冊子のセクション5を参照されたい。

投資は資産の稼働を継続するために必要なものか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかを理解することが重要である

重要な不確実性が存在し相当の判断が求められる場合、確率加重シナリオに基づく予想キャッシュ・フロー・アプローチがより適切になるであろう

将来投資に関するキャッシュ・フロー

考慮しなければならないもう 1 つの側面は、資産又は CGU の回収可能価額を算定するために用いられるキャッシュ・フロー予測において、固定資産への投資をどのように考慮すべきかということである。回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値で算定する場合、市場参加者であればそのような投資を行うであろうと想定するのであれば、これらの投資を考慮しなければならない。しかし、CGU の使用価値を算定する際には、IAS 第 36 号で定められたより規範的なガイダンスに従うことになる。資産から生成される将来キャッシュ・フローを現在の状態で見積り、企業が未だ確約していない将来のリストラクチャリング又は資産の性能改善から生じると見込まれる将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りを含めてはならない。こういったために鑑みると、企業が、一定の持続可能性に関する目標を達成する又は二酸化炭素排出を削減しようとする場合、当該キャッシュ・フローはどの範囲で含めるべきかという疑問が生じる。この 2 つのケースいずれにおいても資本投資を必要とする。投資は資産の稼働を継続するために必要なものなのか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかどうかを理解することが鍵となる。対照的に、そうした資本投資が実際には資産の改善又は向上のために行われる場合、それらは企業が投資を確約し実質的に投資を開始した場合にのみキャッシュ・フローに含めるべきである。

複数シナリオの使用

例えば脱炭素化の速度及び世界の平均気温の上昇する度合いなど、環境の変化に関する異なるシナリオがどのように現実のものになっていくのかを検討する場合、相当の不確実性が伴い、判断が求められる。重要な不確実性が存在し相当の判断が求められる場合、使用価値を算定するために確率加重シナリオに基づく期待キャッシュ・フロー・アプローチの方が、最善の見積りに基づいた単一のキャッシュ・フローを算定する方法より適切になるであろう(開示例 3-3 の例を参照)。実際、これは、異なるシナリオに基づく予想価格をキャッシュ・インフローに織り込むだけにとどまらず、確率加重シナリオ(すなわち、最悪のケース、基本となるケース及び最良のケース)を期待キャッシュ・フローの算定に使用することを意味する。

確率加重シナリオ・アプローチを使用する場合でも、企業は、キャッシュ・フローに反映されていない一般的な不確実性及びリスクに関し割引率を調整することを依然として検討する必要がある。シナリオ分析は、採掘産業や製造産業などの、気候変動による影響を大きく受ける産業に関しては特に関連性が高いといえる。影響の範囲が小さい産業は、割引率を通じて環境の変化から生じるエクスポージャーを組み込むことを検討して、感応度分析を行うこともできる。公正価値の解説については、本冊子のセクション 5 を参照されたい。

Tesco 社は、以下のように、キャッシュ・フロー予測をどのように確率加重し、気候変動シナリオを検討したかを 2021 年度年次財務諸表に記載している。

開示例 3-3 – Tesco 社 – 2021 年度年次報告書

減損テストの方法—使用価値—小売

使用価値算定のための見積りには、割引率、長期成長率、数量及び価格を含む将来キャッシュ・フローの想定される推移、及びキャッシュ・フロー・シナリオに割り当てられた確率が含まれる。見積りは、過去の実績及び市場の将来の変化に対する期待値を基に行われる。そうした見積りには、実勢の経済動向や世界経済、同業他社の活動、市場動態、常に变化する顧客の行動、小売業界が直面する構造的な課題及び当グループの営業活動の規模に即した対応力といった要素が含まれる。

キャッシュ・フロー予測は、当グループの 3 年内部予測に基づいており、その結果は取締役会でレビューされている。3 年から 5 年までの予測は経営者の予測を基に、その後は長期平均成長率を基に推定される。小売事業の長期成長率は、一般に認知された機関のインフレ予測に基づいている。

当期においては、当グループは、確率加重した異なるキャッシュ・フロー・シナリオごとに期待キャッシュ・フロー・アプローチを適用している。最も大きな確率加重は、3 年内部予測から導き出されたキャッシュ・フローに適用される。追加的なシナリオには、アップサイドのシナリオだけでなく、英国の EU 離脱、新型コロナウイルス感染症、マクロ経済の減速及び気候変動に示されるリスクを考慮に入れている。当該キャッシュ・フロー予測に使用したシナリオは、持続可能性に関するステートメントに記載されたシナリオ（戦略レポートの長期持続可能性に関するステートメントを参照）と整合的である。

Eni 社は Tesco 社とは対照的に、気候リスクをシナリオ分析に織り込んでいないが、石油・ガス産業の気候関連リスクが増大した結果、割引率がどのように変化したかを 2020 年度年次財務諸表に記載している。

開示例 3-4—Eni 社- 2020 年度年次報告書

非金融資産の減損

当該資産の使用に関連する将来キャッシュ・フローの割引率は、当グループが活動している国に関する営業活動上の特有のリスクを織り込むために調整された（調整 WACC）、加重平均資本コストを基礎に見積もられている。2020 年の WACC は 6.7%であるが、これは主に指標国のリスクフリー資産の利回りが減少し、マイナスになったことで 2019 年（7.4%）と比べ低下している。

一方で当社の株式の短期的なボラティリティに割り当てられたウェイト（独立した情報源からのベータ値）によりこの低下トレンドは抑えられている。つまり、前年度と比較して、気候関連リスク及び業界の構造的な脆弱性を原因として石油・ガス産業におけるリスクはより一層高いものとして認知され、またそれらが感染症拡大により増幅された結果となっている。

気候変動により、数年先以降の将来キャッシュ・フロー予測を作成することが非常に困難となる企業もある。

気候変動リスクに大きくさらされる企業は、使用する成長率への影響を評価しなければならなくなり、マイナスの成長率さえ覚悟しなければならない可能性がある。

信頼性におけるキャッシュ・フロー予測の期間

企業の支配が及ばない重要な不確実性が存在する場合、信頼におけるキャッシュ・フロー予測が入手可能になる期間及び気候変動が当該キャッシュ・フロー予測期間の最終年度に使用される成長率に及ぼす影響を慎重に考慮する必要がある。IAS 第 36 号は、使用価値算定に用いるキャッシュ・フロー予測の期間は最大 5 年と定めているが、正当性がある場合にはそれ以上の期間を予測に含めることを容認している。気候変動により、向こう数年を超える将来キャッシュ・フロー予測を作成することが非常に難しくなる企業もある。長期的なキャッシュ・フローの推定を、短期キャッシュ・フロー予測をベースに行うことは、難しい問題が生じる。ターミナル・バリューを計算する前により長い期間についてキャッシュ・フロー予測をしなければならない企業もあれば、キャッシュ・フロー予測は資産又は CGU の残存する見積耐用年数の全期間にわたって行うべきであると考えられる企業もあるだろう。

ターミナル・バリュー

多くの長期的資産の使用価値は、ターミナル・バリュー、したがってキャッシュ・フロー予測の最終年のキャッシュ・フローの水準及びそれに適用される成長率が重要な価値算定ファクターになるだろう。したがって、キャッシュ・フロー予測期間の最終年の数値が確かに持続可能な水準を表しており、また、気候関連側面についても確実に反映しているということが重要である。反映されない場合には、気候変動の影響に対処するための将来の支出を反映するための調整が必要となる可能性がある（将来投資に関するキャッシュ・フローについては上記の解説を参照されたい）。適用される成長率が適切であることを担保し気候関連事項の影響を確実に考慮することが重要である。IAS 第 36 号は、逡増する成長率を使用することが正当化できる場合を除き、一定又は逡減する成長率を使用するよう求めている。気候変動リスクに大きくさらされている企業は、適用する成長率への影響を評価しなければならないだろうし、マイナスの成長率を適用することも検討する必要があるかもしれない。さらに、ターミナル・バリューは、経過時間に応じて異なる成長率を検討する必要がある場合、特に大きな課題となる。

下記の事例では、Enel 社は、減損テストで気候変動及び特にターミナル・バリューと想定する成長率への影響をどのように検討したかを 2020 年度年次財務諸表に開示している。

開示例 3-5—Enel 社- 2020 年度年次報告書

のれん

名目成長率は、(関係する国や事業に左右されるが)電気事業の長期成長率及び(又は)長期物価上昇率に等しく、いかなる場合も参照する市場の長期平均成長率より高くなることはない。当グループはまた、特にターミナル・バリューの見積りにおいては、関係する事業の特性を基に 2030 年から 2050 年の電力需要の推移に沿った長期成長率を考慮に入れることで、気候変動の長期的影響を検討している。

当グループはしたがって、エネルギー転換に関連する趨勢を基に戦略的方向性を定めた。再生可能エネルギー源を使用する発電資産の開発を通しての脱炭素化、ネットワークの開発に紐付けられるイネープリング・インフラ、及び技術及びデジタルの進歩を最大限利用するプラットフォーム・モデルの実装に重点を置いて資本投資を進める。これらによって、エネルギー消費の電化並びに最終利用者にとっての新しいサービスの開発が促進される。

2020年、Enel社は、2021年から2023年の新戦略計画に織り込まれた再生エネルギーの普及の加速化及び火力発電キャパシティの削減の両方を捕捉する脱炭素化ロードマップを更新した。2020年のキャピタル・マーケット・デーに、Enel社はパリ協定の目標に整合する2030年の目標を設定した。Enel社は、2020年度年次財務諸表において、のれんの減損テストでは同じ仮定を使用したと説明している。

開示例 3-6 – Enel 社 – 2020 年度年次報告書

時間軸		温室効果ガス(CHG)削減目標
短期	2023	> スコープ 1 温室効果ガスの直接排出量 148gCO ₂ eq/kWh(2020 年比 32%マイナス)
中期	2030	> スコープ 1 温室効果ガスの直接排出量 82gCO ₂ eq/kWh(2017 年比 80%マイナス、SBTiにより認証された、気温上昇 1.5°Cに抑える道筋に整合) > スコープ 3 最終利用者によるガス排出に関連する間接排出量の 2017 年比 16%削減
長期	2050	エネルギー・ミックスの完全な脱炭素化

BP社は年次報告書に、価格設定に関する仮定をどのように修正し、それらが外部の価格設定予測とどのように比較されるかを2021年度年次財務諸表に開示している。

開示例 3-7 – BP 社 – 2020 年度年次報告書

気候変動の影響及び低炭素排出経済への転換を評価する際に行った判断及び見積り

財務諸表を作成するにあたって気候変動及び低炭素排出経済への転換を考慮した。これらは、下記で説明される同社の資産及び負債の現在の報告金額に重要な影響を与える可能性がある。

投資の減損

エネルギー転換は石油及び天然ガスなどのコモディティの将来価格に影響を及ぼす可能性が高く、次に石油・ガス産業の有形固定資産及びのれんの回収可能価額にも影響が生じる可能性がある。

その結果、親会社の子会社への投資の回収可能額に影響を及ぼす可能性もある。減損テストで採用する使用価値を算定するための仮定である石油及び天然ガス価格の経営者の最善の見積りを2021年に修正した。足元での供給の制約を反映するために2030年までの価格を引き上げた一方で、長期的な仮定については、低炭素経済への移行速度が速まると予測しており、当該価格を引き下げている。Henry Hub ガス価格の仮定については、2020年のまま据え置いているが、2022年の価格見積については短期市場の状況を反映するために引き上げている。修正後の仮定は経営者が検討した外部シナリオの範囲に収まっており、世界の平均気温を産業革命以前の気温からの上昇を2°Cより十分低く抑え、1.5°Cの上昇に抑える努力を追求するパリ協定の目標に整合する一定幅の道筋に沿っている。

Shell社は2021年度年次財務諸表で、数多くの外部の気候変動シナリオに言及し、帳簿価額の回収可能性を計算するのに使用されたモデルのその他のすべての要因に変化はないとの仮定の下で帳簿価額に対する価格感応度を開示している。

有形固定資産並びに共同支配企業及び関連会社

気候連動価格曲線を用いた価格感応度

[..]

価格曲線 1 – 1.5°Cから 2°Cの 4 種類の外部の気候変動シナリオからの平均価格:様々なシナリオ全体にわたる幅広い価格見通しを考慮し、以下の 4 種類の外部価格見通しの平均を取っている

- IHS Markit / ACCS 2021 – このシナリオでは石油価格 (RT21) は徐々に下がり 2039 年には 1 バレル当たり 20 ドルになるが、2046 年には 46 ドルまで回復し、2050 年に再び下落傾向になり 2050 年には 40 ドルになる。ガス価格 (RT21) は 2050 年までは徐々に上昇し Henry Hub については 100 万英国熱量単位 (MMBtu) 当たりおよそ 3 ドルになりアジア及び欧州については 6 ドル/MMBtu になる。
- Woodmac WM AET-2 度 – このシナリオでは、石油価格 (RT21) は徐々に下がり 2050 年には 1 バレル 10 ドルになる。ガス価格 (RT21) は 2050 年まで徐々に上昇し Henry Hub についてはおよそ 4 ドル/MMBtu になる。アジア及びヨーロッパのガス価格 (RT21) は 2040 年頃にはおよそ 8 ドル/MMBtu 近くまで上昇し、2050 年に向けて徐々に下がりアジアについては 6 ドル/MMBtu、ヨーロッパについては 5 ドル/MMBtu まで下がる。
- IEA NZE50 – このシナリオでは石油価格 (RT21) は徐々に下がり 2050 年には 1 バレル 25 ドルになる。ガス価格は Henry Hub については 2 ドル/MMBtu 程度になる。アジアとヨーロッパのガス価格 (RT21) は 2040 年頃にはおよそ 4 ドル/MMBtu まで下がる。さらに 2050 年に向けて若干値下がりする。
- IEA SDS – このシナリオでは石油価格 (RT21) は徐々に上昇し 2030 年には 1 バレル 56 ドルになり、その後徐々に下がり 2050 年には 1 バレル 50 ドルになる。ガス価格 (RT21) は Henry Hub については 2 ドル/MMBtu 近辺に留まり、アジアについては 2050 年には 5 ドル/MMBtu に減少する。ヨーロッパのガス価格 (RT21) は期間全体を通して 4 ドル/MMBtu を若干上回る。

この価格曲線は、対象となる期間全体にわたる、1.5°Cから 2°Cの外部の気候変動シナリオにおけるコモディティ価格の動向に関する外部の見解を示している。この価格曲線を 2021 年 12 月 31 日時点の 650 億ドルの統合ガス資産及び 890 億ドルの上流資産に当てはめると、2021 年 12 月 31 日時点の帳簿価額を 130–160 億ドル及び 140–170 億ドルそれぞれ下回る回収可能価額が示される。

開示

企業は、気候変動及び気候関連目標が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているかを開示しなければならない

企業が減損テストに気候リスクを反映するために重要な仮定と判断を行う場合、それらは開示に反映されなければならない。気候変動及び気候関連目標が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているか、またそうではない場合には、なぜそれらが考慮されなかったかを開示することが重要になる。例えば、2050 年までにパリ協定の目標であるネット・ゼロ排出を達成することを確約する企業は、コモディティの価格設定、賦課金、資産の強制的な廃棄、事業の売却などに関する仮定に、これらの点がどのように織り込まれているかを開示することを検討する可能性がある。それは、利用者が、財務諸表における開示とサステナビリティ報告書やプレス・リリースなど、年次報告書の他のセクションで開示されているものとの相互作用を理解するのに役立つ。開示についてはセクション 1 でより詳細に解説している。

Coles 社は 2021 年度年次財務諸表で、気候変動に関し公表した野心的な計画が財務報告に及ぼす影響について述べており、気候リスクの結果による重大な財務報告上の影響を識別していない、と説明していた。

開示例 3-9—Coles Group 社 - 2021 年度年次報告書

将来予測キャッシュ・フロー

将来予測キャッシュ・フローは、取締役会が承認した当グループの内部の 5 年予測を基にしており、各資産又は CGU の収益、費用、資本的支出及びキャッシュ・フローに関する経営者の最善の見積りを反映している。内部予測を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大が収益及び費用に継続的に与える影響を考慮している。過去の経験及び当グループが営業活動を行う市場の将来変化予想に基づいて、販売価格及び直接原価の推移を織り込んでいる。

さらに、同社グループの気候変動リスク評価を定性的に見直し、気候変動関連リスクがのれんの帳簿価額に与える潜在的な財務上の影響についても検討している。当該見直しを実施した結果、重大な財務報告上の影響は識別されなかった。

資産又は CGU の処分コスト控除後の公正価値を算定する場合、将来予測キャッシュ・フローはまた、資産の性能改善のための資本支出のなど合理的に入手可能な市場参加者の仮定も盛り込んでいる。

感応度分析は、回収可能価額算定に使用されるインプットの合理感応度分析は、回収可能価額算定に使用されるインプットの合理的に考え得る変動が余裕分に与える影響又は減損につながる仮定の変更を説明するのに有用となる。例示 3-1 で解説している。

弊社のコメント

- 一定の資産、プロセス又は活動が気候関連の事業上の要求事項に影響を受ける範囲、及び気候関連リスクと機会が、予測期間のキャッシュ・フロー予測など、企業の将来に関する情報にどのように影響を与えるかについては、相当の判断が求められる。
- 企業は、気候関連リスクに対する企業のエクスポージャーの有無を評価する際に利用者がどのような情報に依拠するかを検討しなければならない。

4. 引当金

4.1 論点

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的又は推定的)を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合、引当金を認識することを求めている。同時に、IAS 第 37 号は、将来の営業損失について企業が引当金を認識することを容認していない。

不利な契約の場合を除いて、引当金として認識が要求される金額は、報告期間の末日における現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積りでなければならない。不利な契約の場合、引当金として認識が要求される金額は、予想される結果の見積りに基づくことはない。その代わりに、当該引当金は、契約履行のコストと、(企業がこれを選択する予定かに係わらず)契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方を反映する。

認識要件のいずれかが満たされない場合、引当金が認識されることはないが、企業はその代わりに偶発負債を有する可能性がある。偶発負債は貸借対照表で認識されることはないが、決済時の流出の可能性がほとんどない場合を除いて説明的な開示が求められる。

IAS 第 37 号では、財務諸表利用者が引当金及び偶発負債の性質、時期及び金額を理解できる開示を求めている。引当金及び偶発負債の両方について、これには、流出の金額又は時期に関する不確実性の指標が含まれる。

4.2 影響

企業が気候変動の影響に対処する措置を講じる場合、それらの行為によって、新たな負債の認識が生じる結果となる可能性があり、また、認識要件が満たされないのであれば、新たな偶発負債を開示しなければならない可能性がある。

特に、気候変動による引当金及び偶発負債への影響を評価するにあたり、企業は以下の事項を考慮することが求められる。

新たな法令

気候変動に対応して導入される法令では、従前には存在していなかった新たな義務が生じる可能性がある。例えば、2003 年から導入された EU 指令「電子電気機器廃棄物指令」(WEEE 指令)¹⁰のように、製品のリサイクル又は撤去に関する新たな規制が導入される。新たな法律が提案されてはいるが制定まで至っていない場合、法案が原案どおりに制定されることがほぼ確実になった時点でのみ義務が生じる¹¹。実際には多くの国や地域で、法律が制定されてはじめてそうした義務が生じることになるであろう。

気候変動の影響に対処するための措置は結果として、新たな負債の認識、又は新たな偶発負債の開示につながる可能性がある

¹⁰ IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」は、IAS 第 37 号の第 14 項(a)に従って引当金の認識に関する義務を発生させる事象の識別に関するガイダンスを定めるために開発された。しかしこれは IAS 第 37 号にある既存のガイダンスであり、すなわち、過去の義務発生事象が存在し、資源の流出の可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる場合に、引当金の認識が求められる。

¹¹ IAS 第 37 号第 50 項を参照

将来、特定の方法で事業を行うために支出を負担させる法的規制がある場合、下記の設例 1 で説明しているように、将来の支出を負担する現在の義務が存在しない場合には、当該法的規制自体が引当金を認識することを正当化するものではない。

設例 1: 将来的な支出の負担に関する法律上の要求事項

2021 年に可決された法律により、ある企業は、すべての所有する不動産のガス暖房システムを、2025 年 6 月 30 日までに水素又はその他の低炭素代替物に入れ替えなければならない。同社は 2026 年にはじめて暖房システムの再調達を開始する。

2022 年、2023 年及び 2024 年の報告期間の末日現在において、義務を発生させるような事象は生じていない。暖房システムが再調達される、又は法律が発効する場合にのみ、過去の事象の結果としての現在の義務が存在することになる。

期限である 2025 年 6 月 30 日までに法律の要求を遵守していないことは、法律に定められる暖房システムの再調達費用に関する引当金の計上を正当化する義務を発生させる事象が生じていることを意味するものではない。罰金及び違約金に関しては、2025 年 12 月 31 日時点でそれらが課せられる可能性の方が課せられない可能性より高いと判断される場合には、罰金及び違約金の最善の見積額をもって引当金が認識される。

さらに、例えば企業が使用するエネルギーに課せられる環境税など、特定の活動を推奨又は控えさせるための新たな賦課金制度が政府により導入される可能性がある。IFRIC 第 21 号「賦課金」を適用すると、関連する法令により賦課金を支払う義務を生じさせる活動が、引当金の認識上、義務を発生させる事象になり、この場合には、エネルギーの消費がこれに該当する。

推定的義務

企業は気候変動に関して一定の方法で行動する又は一定の活動を実施する公的コミットメントを行う場合がある。そうした企業は、引当金の認識が求められる推定的義務が生じているかどうかを評価しなければならない。IAS 第 37 号に従って、企業の将来の行為とは関係なく存在する過去の事象から生じる義務のみが引当金として認識され得る。

廃棄及び資産除去債務

石炭又は石油及びガス工場について、従前には耐用年数を確定できないと考えられていたことから、それら資産の廃棄費用に関し引当金が認識されていない可能性がある。Royal Dutch Shell 社が 2021 年度年次財務諸表で示しているように、気候変動及びそれに関連する法令により、そうした判断を見直さなければならなくなる、又は新たに廃棄引当金を認識、又は偶発負債を開示しなければならなくなる可能性がある。

開示例 4-1 – Royal Dutch Shell 社 – 2021 年度年次報告書

注記 26 – 訴訟手続及びその他の偶発事象

製造設備の廃棄及び原状回復

石油製品及び化学品業界において、製造設備に関連する廃棄及び原状回復引当金を認識しない業界実務がありました。これは、これらの資産の耐用年数は確定することができずと考えられており、したがって経済的便益の流出が求められる可能性はほとんどないことがその根拠になっていました。

企業は、公的なコミットメントにより推定的義務を生じさせたかどうかを評価しなければならない

気候変動及びその結果制定される関連法案で、過去の判断の再検討が求められる可能性がある

開示例 4-1 – Royal Dutch Shell 社 – 2021 年度年次報告書

2020 年に、当社は、Shell グループの製造ポートフォリオを合理化しようとする計画と合わせて、マクロ経済のファンダメンタルズの変化について検討しました。製造設備について廃棄及び原状回復引当金を認識しないことが今後も適切であるかどうか改めて検討いたしました。

製造設備の耐用年数が確定できないという仮定はもはや適切ではないと結論付け、廃棄及び原状回復引当金の認識又は偶発負債の開示のいずれかを行う必要性を検討いたしました。その結果、2020 年に、相対的に短期の耐用年数を有する一定の製造設備に関し引当金を認識いたしました(注記 19 を参照)。

気候変動又は関係する法令により企業に新たな廃棄義務が生じるだけでなく、廃棄が前倒しされる可能性もある。この場合、割引計算に影響して、従前に認識している引当金が増加することになる。関連する有形固定資産に含まれる廃棄引当金の対応勘定も IFRIC 第 1 号に従い、増加することになる。また、BP 社と Rio Tinto 社が 2021 年度年次財務諸表で示しているように、気候関連事項を考慮した結果生じる廃棄活動の見積費用の変動は、既存の廃棄及び資産除去債務の測定に影響を与える可能性がある。

開示例 4-2 – BP 社 – 2021 年度年次報告書

1. 重要な会計方針、判断、見積り及び仮定

気候変動の影響及び低炭素経済への転換を評価する際に行った判断及び見積り

引当金： 廃棄

エネルギー転換により石油及びガス産業資産の廃棄が前倒しされ、関連する廃棄引当金の現在価値が増加する場合があります。BP 社の既存の上流の石油及びガス資産の大多数が、今後 20 年以内に廃棄が開始されると想定されます。2019 年を基準として 2030 年の上流の炭化水素生産を比較すると約 40%削減されるという経営者の予測は、ポートフォリオの将来の積極的な管理及び高度化を通じて達成されると見込まれます。その結果生じる破棄の加重平均した実施時期は修正後のポートフォリオに保有される資産の内容により決まります。現在、当グループのポートフォリオにおける上流の石油・ガス資産の廃棄費用の想定される時期は大きく前倒しになったわけではありません。経営者はキャッシュ・フローが変化しないと仮定した場合、廃棄の想定時期が合理的に変化しても、上流の廃棄引当金に重要な影響を及ぼすとは想定していません。

注記 25 引当金(退職後給付を含む)

12月31日現在の閉鎖コスト内訳	2021年度	2020年度
	百万USドル	百万USドル
廃棄、汚染除去及び解体	3,343	3,131
閉鎖及び復旧のための土工事 ^(a)	4,125	4,223
長期的な水管理費用 ^(b)	967	966
閉鎖後のモニタリング及びメンテナンス	1,676	1,318
間接費、所有者費用及び偶発事象	4,431	3,697
合計	14,542	13,335

廃鉱に要する各種費用を見積っておりますが、各資産の経過年数と廃鉱までの期間の長さにより、見積りの精度にはばらつきがあります。10年以内に廃鉱される資産については、廃鉱計画及び費用に関する見積りは詳細な調査に裏付けられており、廃鉱期日が近づくにつれてさらに精緻化されます。

これらの廃鉱に関する調査では、気候変動及び想定される気象条件(特に降水量)への対応力が検討されます。新規開発については、気候変動及び最終的な廃鉱条件の検討が、承認プロセスにおける重要な要素になっています。長期稼働資産については、廃鉱引当金は通常、最低でも5年ごとに見直される概念レベルの調査を基に決定されています。これらは、廃鉱時の予測気象条件をより正確に考慮できるように継続的に見直しを行っております。

(a) 土工事による原状回復作業の重要な要素としては、主にディーゼル・エンジン搭載重機を使用する採掘活動によって荒れてしまった土地の再整備などが挙げられます。採掘用重機の低炭素化ソリューションの開発では、鉱山の使用期間中における車両の電動化も含まれております。廃鉱費用の見積りに含まれる重機に関する予測キャッシュ・フローは、既存の燃料源を基に決定されています。このため、当該動力が再生エネルギーからもたらされるようになれば、これらは減少する可能性があります。

(b) 長期的な水管理は、廃鉱後の酸性岩石排水の処理及びその他の環境上のコミットメントに係わり、当社の廃鉱チームによる研究開発の重点領域であります。この水処理の費用は、土工事及び解体作業の大部分が完了した後も長年にわたり必要となり、したがって長期的に気候変動にさらされることとなります。気候変動により降水率に大きな影響が生じる可能性があり、処理を必要とする水量も変わってくる可能性があります。場所によっては乾燥が進行すると見込まれる一方、降雨量が増大すると見込まれる場所もあることから、当該水処理が廃鉱引当金に与える影響については、現時点で正確に予測することが困難であります。さらに、処理水の代替的な商業利用を検討しており、実現すればこれらの費用を最終的に第三者に転嫁することが可能になります。

(c) 間接費用、所有者費用及び偶発事象には、中央値で算出された廃鉱引当金の見積りと一致させるためのキャッシュ・フローの調整が含まれますが、定量的な見積りの不確実性に対する引当金は含まれていません。これらは、主要なコスト要因に配分され、上記のそれぞれのコストの区分ごとに表示されます。

不利な契約

環境に優しい素材や処理工程の採用に関連する費用の増加により、従前には利益が生じると見込まれた契約が、損失を出すと見込まれるようになる可能性がある。契約が不利だと判断される場合、引当金はその契約から解放されるための最小の正味コストを反映することになる。最小の正味コストは、契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方になる。しかし、契約不履行でも支払うべき罰金又は補償が存在しない場合、企業が契約の遂行を選択する場合でも、引当金は計上されない。

気候変動及び関連する法令変更は、一定の事業活動がもはや実行可能でなくなることを意味する

ビジネス・モデル

気候変動及びそれに関係する法令変更は、例えば石油の掘削やディーゼル・エンジンの製造組立など、現在の事業活動の一定の領域について、今の形態のままではもはや実行不可能となり得ることを意味する。つまり、契約済プロジェクトや資本コミットメントが破棄され、結果として不利な契約になる、また極端なケースでは個々の部門や事業のリストラや廃止が生じる。企業は、ビジネス・モデルの変更により関連するリストラチャリング引当金の認識が求められるのか、またそれはいつなのかを評価する必要がある。

法的請求

大抵の場合、法的請求に関する引当の必要性を評価することは、引当金の計上に関して最も困難な課題の1つである。非常に長い時間が掛かり得る司法手続自体が有する不確実性がその主な原因である。企業が係争の解決又は裁判所による決定内容の履行に要する費用について引当金を認識する必要があるか否かは、適切な法的助言に基づき、それぞれのケースの具体的な状況を合理的に勘案した上での判断に依拠することになる。Royal Dutch Shell 社が 2021 年度年次財務諸表で説明しているように、企業は気候関連事項に関連する訴訟は、将来的にはさらに一般的になり、結果は不確実性がさらに増すと想定している。

開示例 4-4 – Royal Dutch Shell 社 – 2021 年度年次報告書

注記 26—訴訟手続及びその他の偶発事象

気候変動に係る訴訟

米国では、複数の地方自治体や州政府が Royal Dutch Shell 社を含む石油・ガス会社を相手取った 21 件の訴訟は 2021 年 12 月 31 日現在依然として係争中です。原告側は、被告の化石燃料製品を原因と主張する気候変動による海面上昇及びその他の影響による公共及び民間インフラに対する危害を含む、様々な損害への賠償請求を行っています。気候変動による海洋への影響の結果、漁業に危害が生じたと主張するカニ漁業者グループも同様の訴訟を提起しています。オランダでは、環境系非政府組織 (eNGO) のグループや個人の原告が提訴した Shell 社への訴訟において、裁判所は、Shell 社は違法な操業を行っている訳ではないものの、Shell 社グループ全体の年間の CO2 排出量及びスコープ 1、2 及び 3 で販売されるエネルギー・キャリアー製品の年間二酸化炭素総排出量を 2019 年の排出レベルと比較し 2030 年末までに 45% (正味) 減らすべきであると判断しました。スコープ 2 と 3 については、これは重要な最善努力義務になります。Shell 社はこの判決に対し上訴しました。経営者は、これらの訴訟は、Shell 社に有利な方向で解決されると考えていますが、当該訴訟の最終的な結果、並びにそれが将来の営業活動、利益、キャッシュ・フロー及び Shell 社の財務状況に及ぼす影響に関して、高い不確実性が存在します。

適切な場合、企業は引当金計上の際に気候変動をどのように考慮したかを開示しなければならない

気候変動に関する新しい法令はまた、既存の法的請求に関する経済的便益の流出可能性を潜在的なレベルから高いと判断されるレベルに高めることで、偶発負債の開示ではなく引当金の認識が必要になる場合がある。

開示

気候変動の影響が生じる時期及びその度合いは不確実である。企業は、そうした不確実性や、引当金を認識及び測定する際に行った仮定及び判断を財務諸表利用者が理解できるよう十分かつ適切な開示を行う必要がある。適切な場合、企業は、引当金の測定又は偶発負債の開示、主要な仮定に使用した数値の開示 (廃棄に伴う経済的便益の流出時期など)、報告期間における主要な仮定の重要な変更、その変更の理由、及び費用又は時期に関する仮定の変更に対する重要な廃棄引当金の感応度のそれぞれに関し、気候変動をどのように考慮したかを開示しなければならない。開示に関するより詳細な解説はセクション1を参照されたい。

弊社のコメント

気候関連事項は潜在的に、引当金の認識及び測定、偶発負債の開示の必要性に重要な影響を与える可能性がある。しかし、IAS 第 37 号では、企業の将来の行為から独立して存在する過去の事象から生じた義務のみが、引当金として認識される。

気候変動の範囲及び影響を評価する際に存在する重大な不確実性に鑑みると、企業は、それらの不確実性、引当金の測定又は偶発負債の開示において気候変動をどのように考慮したか、そして、引当金を認識及び測定する際に経営者が行った仮定及び判断について、財務諸表の利用者が理解できるように十分な開示を提供する必要がある。

5. 公正価値測定

5.1 論点

IFRS 第 13 号「公正価値測定」は公正価値を出口価格と定義し、企業は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に採用するであろう仮定を用いなければならない。公正価値は、報告企業に特有の価値ではなく、またリスク評価又は固有のシナジー効果が他の市場参加者と異なるような市場参加者に特有の価値でもない。

公正価値は、資産又は負債の価格付けを行う場合に主要な(最も有利な)市場における市場参加者が考慮するものを重視しており、気候変動が公正価値を測定するために使用する仮定に影響を与えるのか、またどの程度の影響を与えるのかの判断は慎重に行う必要がある。これには、例えば、資産又は負債の価格に気候関連リスクがどのように影響を与えると市場参加者が考えているか、気候変動(それにより資産が特徴付けられる場合)によって資産に課せられる制限の影響、及び物理的に可能で法律上も許可されており財務的に実行可能かつ企業が現在使用していると推定される非金融資産の最有効使用が含まれる。

IFRS 第 13 号は、企業は観察可能なインプットを観察可能ではないものに優先して使用しなければならないと定めている。これは、リスクの価格が市場で定まっておらず、(全体として)公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分に影響を及ぼす場合には特に困難になる可能性がある。開示に関するその他の要求事項において、IFRS 第 13 号は、使用されている観察可能でないインプットの変動が、経常的なレベル 3 の公正価値測定に重要な影響を及ぼす場合、それらのインプットの変動に対する当該公正価値測定の感応度について説明的記述を示すことを企業に対して要求している。金融商品については、それ以外にも合理的に考え得る代替的な仮定の影響に関する数値情報が求められる。

5.2 影響

測定

企業は、関連する公正価値測定は、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮していることを担保すべきである。気候変動は、現在又は将来の企業の資産及び負債に目に見える影響を及ぼす(例:海面上昇、気象条件の変化、公害レベルの悪化)。気候変動に対する政府又は企業の対応は既知となっている部分もあれば(例:法律や規制の変更、合意された目標に対するコミットメント又は公害の影響を和らげるための支出)、単に想定されているだけの部分もある(例:ビジネス・モデルの変更、消費者、同業他者、供給業者、貸手及び投資の行動変化)。リスクや機会 は、現実のものである、又は感覚的なものでしかない、のいずれにかかわらず、資産又は負債の公正価値に潜在的に影響を与える。

IFRS 第 13 号は、測定対象になる資産又は負債の公正価値について、会計単位に応じて測定することを求めている。したがって、企業は、気候関連要因がいずれの資産及び(又は)負債に起因するのかを理解する必要があり、二重計算が生じる又は関連性のある要因が省略されることがないようにしなければならない。例えば、気候関連で新たな進展が生じたため、より費用の増加が見込まれる場合、それは採掘企業が保有する有形固定資産項目の価値及び関連する原状回復のための引当金にも影響を与える。しかし、有形固定資産項目の公正価値を測定する場合、企業は、市場参加者が資産の価格付けを行う場合に目的適合的と考えるであろうインプットのみを考慮する必要がある。

企業は、公正価値測定が、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮されていることを担保すべきである

市場参加者が、資産又は負債に固有のリスク、又は公正価値を測定する際に使われる評価技法におけるリスク(例: 当該評価技法は気候関連事項を明確に考慮していなかった)について調整することを検討する場合、そのようなリスク調整は公正価値測定の仮定として考慮すべきである。しかし、気候関連要因がさらに重視されるようになるとしても、そうした要因を公正価値測定に組み込むことは特に困難で、インプットは現段階では観察可能にはならないかもしれない。場合によっては、関連するプログラムを測定、検証及びモニタリングを行うための標準的なフレームワークが存在しないこともある。また、変更が原則、合意されるとしても、そのタイミングは不明である、又は変更される可能性がある。リスクが定量化されタイミングが推定できるとしても、市場及び市場参加者は、資産又は負債の価格に関しそれをどのように調整すべきかを未だ知らない可能性もある。したがって、企業は、関連性がある気候関連リスクを公正価値測定に組み込むことができるかどうか、できるとすればどのように組み込むべきかを検討する必要がある。

気候リスクについて信頼性をもって価格付けを行い、気候変動変数を評価に組み込むという市場参加者の能力は、徐々に向上していくことが想定される。これは、オーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)への切り替え、ロンドン銀行間取引銀行(LIBOR)からの割引、有担保デリバティブに関する割引を行う際に市場参加者が段階的に採用するプロセスに似ているかもしれない。一部の市場参加者は OIS 割引への切替えを行い、他の市場参加者は LIBOR 割引を引き続き使用するという期間があった。転換期間に企業は、適切な市場参加者の仮定を判定するために相当の判断を行使しなければならないであろう。

公正価値測定において調整を行うべきかどうかを検討する場合、関連する以下のような質問が考えられる。

- 市場参加者は気候変動変数を公正価値測定に組み込む可能性が高いか。
ある企業は、資産の使用及び価値において気候変動変数の影響を考慮するかもしれないが、他の市場参加者がこれらの変数を取引に組み込まない場合、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の下でそれらをインプットとして含めることは適切ではないと考える。
- マーケット・アプローチの一部として代用数値を使用する場合、適切な代用数値を選択する上で気候変動変数が考慮されているか。
選択した代用数値が、評価対象と同様の気候リスク要因に対するエクスポージャーを示すことが重要である。例えば、石油会社に対する投資を評価する場合、再生エネルギー製品提供の開発に重点的に投資している石油会社の株式評価において、気候変動要因の影響は、そのような製品提供の開発への移行計画を有していない同様の石油会社の株式評価の場合とは異なる可能性が高い。異なる気候リスク要因を有する代用数値を使用する場合は、調整が必要となるであろう。
- 流動性が低い無担保デリバティブの相手方当事者に対して信用評価調整(CVA)を測定する際に代用数値を使用する場合、適切な代用数値の選択時において気候変動変数が考慮されているか。

観察可能な相手方当事者に特有の信用スプレッドが存在せず、かつ代用数値が使われる場合、当該当事者が気候リスクに大きくさらされるとしたら CVA 測定値を調整する必要があるかもしれない(ただし、調整は市場参加者が行う調整と整合的であるとする)。

- ・ 資産に課せられる制限が考慮されているか。

制限が(企業自体の特徴とは対照的に)測定対象となる資産の特徴となる場合、制限は公正価値測定に織り込むべきである。例えば、森林の一部の収穫が炭素回収スキームの一環として制限される場合、このような制限は測定対象の資産の特徴を表すことになるため、考慮対象となるだろう。

インカム・アプローチ(例:割引キャッシュ・フロー法)を使用する場合、関連する以下のような質問が考えられる。

- ・ 当該技法には気候リスク要因の影響を組み込んでいるか、組み込んでいる場合にはどの程度組み込んでいるのか。

企業は、予測キャッシュ・フロー及び(又は)割引率に気候リスク要因を織り込んでいるか、かつ内部的に整合的であるかどうかを確認する必要がある。例えば、内燃機関(ICE)を生産する自動車会社の株式評価については、ICE の寿命を阻害する規制上のリスクに鑑みると、キャッシュ・フロー予測の推定に、まだあやふやなレベルの ICE の販売成長率を用いることは適切ではないだろう。

- ・ 気候変動リスク要因が二重計算されていないか。

キャッシュ・フロー予測と割引率の両方で二重計算のリスクは回避すべきである。逆にリスクがキャッシュ・フローにおいて適切に考慮されていない場合、割引係数の調整が必要になるであろう(ただし、調整は市場参加者が行う調整に整合的であるとする)。

非金融資産については、関連する以下のような質問が考えられる。

- ・ 気候リスクに対応する動きで企業の資産の既存の用途が変わったか。
- ・ 市場参加者が同様の資産の用途変更をしたことを示唆するものが存在するか。
- ・ 現在及び(又は)見込まれる気候変動は、資産にプラスに影響するか、又はマイナスに影響するか(例:海面上昇、気象パターンの変化)。
- ・ 現在の使用が最有効使用と異なる場合、その理由は。

例えば、不良資産について企業は、自らの視点からは価値が低いと考えるかもしれないが(おそらく自ら選択した気候変動に向けた移行事業計画において、それは将来計画に含まれないからである)、IFRS 第 13 号は市場参加者の視点からの最有効使用を考えているため、公正価値測定値は企業の現在の用途を仮定した場合よりも高くなる可能性がある。

開示

企業が公正価値を測定するにあたり関連するリスクについて調整できるかどうかに関係なく、それらのリスク及び潜在的な影響を開示することは重要である。特に財務諸表の利用者は、関連性のある気候関連要因が方法論及びインプットの中に組み込まれているか、また組み込まれている場合はどのように組み込まれているかを理解する必要がある。

気候リスク要因が公正価値測定に重大な影響を与える場合、追加的開示が、特に公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について求められる。これには、評価プロセスの変更及び観察可能でないインプット及びそれらのインプットの相互関係の変動に対する感応度が含まれる。企業は、IFRS 第 13 号の開示目的を満たすのに追加的な情報が必要かどうかの検討が求められる。

仮に企業がさらに多くの情報(例:財務報告上というよりも、自社の目的上の気候関連要因の組込み)を伝えたいと考えるようであれば、企業は財務諸表における開示が適切か、それとも経営者による説明及び分析(MD&A)で記載した方がより適切であるかを検討する必要がある。

下記の開示例 5-1 では、Mondi 社の 2021 年度財務諸表において、レベル 3 の公正価値測定に関し、気候変動が公正価値測定において関連するインプットにどのように影響するかを記載している。気候関連要因(例:水不足、火災リスク)が、市場参加者が考慮し公正価値測定において使用されるインプットにどのように影響するかを明確に説明している。

開示例 5-1 Mondi Group – 2021 年度年次報告書

14 森林資産

森林資産の公正価値は、前年度と同様、公正価値測定ヒエラルキーのレベル 3 に区分される。

以下の仮定は、当グループの森林資産の評価に重要な影響を及ぼす。

- 正味販売価格は、売却価格から輸送コスト、収穫コスト、伐採コスト及び荷役コストを控除したものと定義される。正味販売価格は、第三者との取引に基づいており、木材の種類、成熟までの統計データ及び地理的な位置の影響を受ける。2021 年の正味販売価格は 1 トン当たり 14 ユーロから 44 ユーロ(2020 年:1 トン当たり 15 ユーロから 45 ユーロ)に相当する南アフリカ・ランドの金額であり、加重平均金額は 1 トン当たり 24 ユーロ(2020 年:1 トン当たり 28 ユーロ)であった。
- 1 ヘクタールの植林用の土地を、木材の重量(トン)に換算する際に使用される変換係数。当該変換係数は、木材の種類、成熟までの統計データ、地理的な位置、気候変動が水不足や火災リスクに及ぼすと想定される影響など、気候及びその他さまざまな環境要因の影響を受ける。2021 年の変換係数の範囲は 8.3 から 24.1(2020 年:8.2 から 23.6)であった。
- 12.9%(2020 年:14.3%)を占める成熟前木材のリスク・プレミアムは、南アフリカの森林資産に関連するリスク評価をもとに決定されており、木材が成熟期に至るまでの年数に適用される。成熟木材の 4.0%(2020 年:4.0%)のリスク・プレミアムが適用されている。成熟前及び成熟した木材に適用されたリスク・プレミアムには、水不足及び火災リスクの気候変動予測の影響に関する係数も含まれる。例年以上の高温、降雨パターンの変化や干ばつなど気象条件が厳しさを増し、その頻度も増え、その結果強風、侵食、火災、ペストや病気で木材が失われていく可能性がある。未成熟の木材に関するリスク・プレミアムの減少は、過去のインシデント・リスク要因の減少が識別されたことが背景にある。

弊社のコメント

企業は、IFRS 第 13 号に準拠した公正価値測定で行うために、公正価値測定に組み込まれた気候変動変数はいずれも、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に考慮するであろう変数であることを担保すべきである。

企業は、公正価値測定において気候関連要因を検討する際に、それらがより高い見積りの不確実性及びより透明性の高い開示の必要性につながることから、相当な判断を行使することが必要となるだろう。

6. 金融商品

6.1 論点

IFRS 第9号「金融商品」は、企業に償却原価で測定される金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定される負債性金融資産、並びに一定の金融保証及びローン・コミットメントに関する予想信用損失を認識することを求めている。気候変動もこれらの金融商品の予想信用損失に関する企業の評価に影響を及ぼし、企業は予想信用損失引当金をより多く計上しなければならない可能性がある。エクスポージャーにさらされている期間が長くなればなるほど、またカウンターパーティが気候変動の影響を受ける程度が大きくなればなるほど、その影響も大きくなるであろう。

また企業は、IFRS 第9号に従って金融資産が保有されるビジネス・モデル及びその契約条件に基づき金融資産を分類及び測定しなければならない。サステナビリティ連動貸付が益々一般的になりつつある中で、これらの貸付に組み込まれた条件付の金利修正条項が、基本的な貸付の取決めに整合的ではない(その結果、「元本及び利息の支払のみ(SPPI)」の要件を満たさない)ような貸付のキャッシュ・フローへの追加的な変動性を作り出す場合がある。その場合、当該貸付金は純損益を通じて公正価値(FVPL)で測定されることになる。

6.2 影響

予想信用損失

IFRS 第9号は、将来予測情報を使用して予想信用損失を認識することを求めている。様々な経済シナリオが悪影響を与える将来の気候リスクを益々織り込むようになっており、借手の債務不履行の発生確率及び債務不履行の場合に貸手が負担する損失の範囲に影響を及ぼし得る。気候関連リスクはおおまかに物理的リスクと移行リスクとに分類される。物理的リスクには、具体的な気象現象(暴風雨や山火事)及び長期的な気候条件の変化(海面上昇など)による損失リスクが含まれる。移行リスクは、よりサステナブルな経済に移行する際に生じる財務上の損失のリスクに関係する。

物理的リスクでは、事業の中断、財務の健全性への影響、資産価値及び失業などが生じ借手の信用度に影響が生じ得る。移行リスクにおいても、とりわけ影響を受ける産業及び(又は)国に関しては、政策の転換が急進的に又は即座に施行される場合などには、信用の質が急速に悪化する可能性があり、これらの要因も債務を返済し、金利を支払う借手の能力の評価において考慮しなければならない。

信用リスクの観点からは、気候変動に関する物理的リスク及び移行リスクは潜在的に以下に影響を及ぼす。

- ▶ 倒産確率(PD)。PDはエクスポージャーのステージ及びECL引当金の測定に影響を与える。債務不履行を予測する過去の相関はもはや関連性がない可能性がある。そのため、気候変動の影響を捕捉する新しい金融及び非金融の測定指標が利用可能となるに従って、顧客のリスク格付の方法を更新する必要がある。また、規制の動向が与える影響も考慮しなければならない。
- ▶ デフォルト時損失率(LGD)。LGDはECL引当金の最終的な測定に影響を与える。物理的及び移行リスクは、例えば住宅担保融資などの担保価値に影響を及ぼし、企業は過剰債務について異なる回収戦略を検討する必要がある。

様々な不利な将来の気候リスクは借手の債務不履行の発生確率に影響を及ぼす可能性がある。

- ▶ モデル・アジャストメント (MAS)。企業は気候リスクを ECL 引当金に、特にデータ及びモデルの限界があることを念頭に、短期的に気候リスクを織り込むためにモデル内の調整又はモデル適用後の調整をするために判断の行使が必要になる。ガバナンス・プロセスの改善もこれらの判断を支えるために要求される。
- ▶ フォワード・ルッキングな情報 (FLI)。企業は気候リスク要因をマクロ経済シナリオに織り込む必要がある。内在するエクスポージャーの期間が長くなればなるほど、及び脆弱な分野又は母集団に対する企業のエクスポージャーが大きくなればなるほど、気候リスクのそれらのシナリオへの影響が大きくなる可能性が高い。
- ▶ 集中リスク。気候リスクは脆弱な部門又は地域におけるリスク・エクスポージャーを高める可能性がある。農業や保険などの分野は特に物理的リスクに脆弱である。鉱業及び石油・ガスは特に移行リスクにさらされる。緯度が低い地理的地域や水の乏しい地域は特に物理的リスクにさらされる可能性がある。リスクの集中度の変化は ECL 引当金のモデリング及び信用リスクの集中の開示に影響を及ぼす。

企業、特に銀行のように大きな信用リスク・エクスポージャーが存在する企業は気候リスクを企業自身のリスク・フレームワークに統合する様々な段階にあり、それに伴い複数の課題が存在している。

- ▶ 気候関連リスクは不確実、非線形で広範に及ぶ。
- ▶ 気候リスクの規模及び影響を理解するために利用できる複数の予測及びシナリオが存在するが、経済及び財務への影響の予測は限定的である。
- ▶ 利用可能なデータ及び予測は、タクソミー及び基準の世界的なばらつきを考えると常に比較可能とは限らない。
- ▶ 企業は顧客に関し新しい種類のデータを収集し、新しいプロセス及びガバナンスを整備する必要がある。
- ▶ 気候リスク・エクスポージャーを測定するための適正な測定指標を識別することには困難が伴う。
- ▶ 気候シナリオ分析をリスク評価に織り込むことに関しては、明確化が進み、新たなコンセンサスも見られるようになっている。

開示例 6-1 は、National Australia Bank 社が 2021 年度年次財務諸表で信用リスク評価の一環で気候リスクに対するエクスポージャーをどのように検討していたかを示している。

開示例 6-1—National Australia Bank 社—2021 年度年次財務諸表

注記 19 金融リスク管理

信用リスク

環境、社会及びガバナンス (ESG) リスク

当グループは ESG 及びその他の新たに出現するリスクにさらされている。以下の項目を例に、それらのリスクが当グループにどのように影響を与えるかを示す。

開示例 6-1—National Australia Bank 社—2021 年度年次財務諸表

- ▶ 気候事象の発生頻度と深刻度の増大は、貸付を返済する融資先の能力又は融資の担保として保有する担保物件の価値に影響を及ぼす。
- ▶ 低炭素経済への移行に向けた政府、規制当局及びより一般的に社会が講じる措置は、一部の融資先の、持続可能な方法で長期的なリターンを生み出す能力に影響を及ぼす、又は将来一定の資産の不良化につながる可能性がある。
- ▶ 環境及び社会に関する法律(既存及び今後新たに制定されるものも含む)の違反は、融資先の持続可能なリターン及び融資を返済する能力に影響を及ぼす。
- ▶ 将来、融資先が物理的資産の一定のリスクに対する適切な水準の保険を付保しない場合、一定の自然災害が発生した場合に当グループが回収できる価値に影響を及ぼす。

当グループは、融資先への与信前及び新商品開発のために、信用リスク評価及びデュープロセスの一環でそうしたリスクを考慮している。当グループはまた、設定しているリスク・アペタイト及びリスク・リミットの枠組みの中で、特にこれらの種類のリスクにより多くさらされる特定の産業や地域を中心に信用ポートフォリオ全体を管理している。2021 年 9 月 30 日現在、当グループは、オーストラリアの干ばつ状況の潜在的な影響を反映するフォワード・ルッキング調整 (FLAs) を信用減損引当金に特段行っていない(2020 年 89 百万ドル)。

弊社のコメント

気候リスクの企業の ECL 計算への影響は、内在するエクスポージャーの期間が長くなればなるほど、さらには脆弱な分野又は母集団への企業のエクスポージャーが大きくなればなるほど、大きくなる可能性が高い。気候リスクを ECL 計算に織り込むことは判断を要する性質のものであることを考えると、企業がこの点に関し行う重要な判断を支える強固なガバナンス・プロセスを整備することが重要になる。

元本及び金利の支払いのみ (SPPI) の要件に該当するかどうかを評価するためには、サステナビリティ連動貸付の条件を慎重に分析する必要がある。

サステナビリティ連動貸付

サステナビリティ連動貸付は、借手が融資契約に定義される事前設定されたサステナビリティ目標を達成するかどうかに基づいて金利が変動するように設計される。例えば、借手が合意した数の製造施設についてグリーンビルディング格付システムの一定の格付を達成するかどうかにより、金利が増減する融資条件が含まれることがある。サステナビリティ目標には、経営における定義された水準で男女比が一定割合となる目標(ジェンダー・リプレゼンテーション目標)など多様性関連の目標も含まれる。

これらの条件による金利修正では、基礎になる借手のサステナビリティ目標の成果に連動して貸付のキャッシュ・フローに変動幅が生じる。それらは基本的な貸付の取決めに整合的とならない可能性がある。キャッシュ・フローが元本及び金利の支払いのみ (SPPI) の要件に該当するかどうかを評価するためには、これらの貸付の条件を慎重に分析する必要がある。

サステナビリティ連動貸付は一般的に「グリーン・ローン」と呼ばれるものとは異なる。グリーン・ローンとは、太陽光発電など環境に配慮したセクターで営業活動を行う借手に実行される融資又は「グリーン」である活動の資金を調達するために実行される融資をいう。

しかし、重要なのは、それらには融資が実行された後に「グリーン」目標の達成度合いに応じて契約上のキャッシュ・フローが変動するという条件が含まれないということである。

基本的な貸付の取決めでは、貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価が金利の最も重要な要素を占める。金利には金融資産の保有に関連して生じるその他の基本的な貸付リスク(例:流動性リスク)及び費用(例:管理費用)に関する対価も含まれる。しかし、基本的な貸付の取決めとは関係のない契約条件で、契約上のキャッシュ・フローにリスク又はボラティリティのエクスポージャー(例:株価又はコモディティ価格の変動のエクスポージャー)が生じる場合、SPPI要件を満たす契約上のキャッシュ・フローが生じることはない。

開示例 6-2 は、気候リスクが NatWest Group 社の会計上の判断及び見積りへ与える影響の概要が、2021 年度年次財務諸表においてどのように説明されているかを示している。

開示例 6-2—NatWest Group 社—2021 年度年次報告書

重要な会計方針及び見積りの不確実性の主な要因

気候リスクは我々の会計上の判断及び見積りにどのように影響を与えることになるのか

NatWest Group は、会計上の判断及び見積りを行うにあたり合理的かつ裏付け可能な情報を使用する。これには、気候変動の物理的及び移行リスクが借手の信用度、資産価値及び市場の指標に与える観察可能な影響に関する情報も含まれる。また NatWest Group の競争力及び収益性への影響も含まれる。気候変動から生じる影響の多くがその性格上長期にわたるもので、当然一定水準の不確実性が存在するが、当期の会計上の判断及び見積りへの影響は限定的である。短期的な物理的及び移行リスクが存在するのは明らかである。以下の項目は最も重要な影響を表している。

- ▶ 気候又はその他のサステナビリティ指標に連動する金融商品の分類:気候関連の条件により金融商品のキャッシュ・フローが元本及び金利のみ(SPPI)とならない可能性があるかどうかを検討する。
- ▶ 予想信用損失の測定では、期日到来時に支払いを行う借手の能力を考慮する。将来キャッシュ・フローは割り引かれており、長期のキャッシュ・フローが現在の信用損失に関する想定に影響を及ぼす可能性は少ない。セクター固有のリスク及び追加的な調整が求められるかどうかに関する NatWest Group の評価には、市場における資金調達ニーズを満たすこれらのセクターの能力に関する予想が含まれる。石油及びガスなど気候への配慮から生じるクレジット・スチュワードシップ及びリスク・アピタイトの変化は我々のポジションに直接影響を与える。
- ▶ 資産の減損及び繰延税金の評価は使用価値に基づいている。これは将来キャッシュ・フローの価値を表し、当 Group の 5 力年の予測及び 5 年を超える期間に関して想定される長期的な経済成長率を使用する。5 力年予測では、気候移行リスクの直近の影響を含む、競争力及び収益性に関する経営者の現在の予測を考慮に入れている。長期的な成長率は、気候リスクに関する市場の想定を含む外部の指標を織り込んでいる。NatWest Group はこの指標への追加的な調整は織り込んでいない。
- ▶ 公正価値へのインプットとして市場の指標を使用する場合、気候リスクの影響に関する最新の情報及び知識が織り込まれていると仮定している。

弊社のコメント

サステナビリティ連動特約により金融商品が SPPI 要件を満たさなくなるかどうかに関し明確な線引きが存在する訳ではない。信用リスクなど、基本的な貸付リスクに見合う報酬を提供するかどうか、又は基本的な貸付の取決めと整合的ではない新しいリスクに対する報酬をもたらすかどうかを検討することが重要である。いくつかの条項は僅少な影響(de minimis)かもしれないし、真正ではない(non-genuine)可能性もある。これらの 3 つの可能性はさらに下記で詳細を説明する。事実と状況に基づいて適切な判断を行うことが重要である。

信用リスクに対する報酬

貸付の全期間にわたりサステナビリティ目標の達成(又は未達成)が借手の信用リスクの改善(又は悪化)につながる可能性が高く、金利が借手の信用リスクの変化に対応して変動するような場合には、金融商品が SPPI 要件を満たす可能性はより高くなる。IFRS 第 9 号は、契約上のキャッシュ・フローのタイミング及び金額に関する変動と信用リスクの間に関係性があれば、そのようなキャッシュ・フローへの変動によって SPPI 要件を満たさないことにはならないと認めている。

サステナビリティ目標の達成による金利の変動と借手の信用リスクが見合う形で連動していることを立証するのは難しい場合が多い。融資の信用リスクのプライシング及びモニタリングを行う場合にサステナビリティに関する測定指標を考慮に入れることを企業が立証できるようであれば、そうした連動性を示すことは容易になるであろう。そのような条項と融資に設定された担保の価値が連動している(下記例 1 を参照)、又は条項と融資のデフォルト確率が連動している(下記例 2 を参照)場合などがそれに該当する。信用リスクとの連動があまりにも間接的となる場合には(下記例 3 を参照)、条項をさらに評価しなければならない(下記の僅少な影響及びその他の基本的な貸付の取決めに関する報酬を参照)

サステナビリティ条項によっては、長期にわたって借手の信用リスクに影響が生じる可能性があるが、融資の信用リスクに必ず影響が生じるという訳ではない。例えば、サステナビリティ目標が長期にわたって継続的に満たされないということになれば、借手の事業が持続可能でなくなり、最終的に破綻ということもあり得るかもしれないが、短期的な足元に限って言えば、融資を返済する借手の能力に影響が生じる可能性はほとんどないであろう。

サステナビリティ条項と融資の信用リスクとが連動している場合、貸手は当該特性による契約上のキャッシュ・フローの変動の度合いが予測した信用リスクの変化に見合うものであるかを立証しなければならない。条項により信用リスクに対するエクスポージャーにレバレッジがかかる場合、融資が SPPI 要件を満たさない可能性は高くなる。この例外となるのが、条項により、信用リスクの変化とは不釣り合いな金利の変動が生じる場合でも、契約に対しレバレッジが働くのではなく、信用リスクの悪化を借手が容認した場合に罰則となる懲罰的な金利が生じる場合である。金利の変動が信用リスクの変化に見合っていない場合には、レバレッジを効かせることでリスクを増大させるのではなく、債務不履行時の罰則など基本的な貸付の取決めにおけるその他の一般的条件と同様、貸手のリスクを減らすことが目的になる。

懲罰的金利に関するこの例外はサステナビリティ・ローンに限ったものではない。2013年9月、IASB スタッフは、金融商品の条件が、信用事象が発生した場合には金利を大幅に上げると定めていることから「懲罰的」と記述されるとしても、そうした特約は特定の行動（例えばクレジットカードの支払延滞）を控えさせることを一部意図しているという意味で、そのような行動が発生した場合に金利が上昇するとしても、それは依然として金融商品の信用リスクに対する報酬に見合っていると指摘した。¹²

以下はそうした報酬の例を示している。

例 1: サステナビリティ連動ローン

ある銀行が船舶のフリートの取得資金に向けて融資を実行する。フリートが融資の担保に設定される。さらに融資にはサステナビリティ特約が付いており、炭素排出に関し借手の成果を業界で使用されている測定指標に照らして金利が上下する。測定指標は、フリートの航行距離及び船舶の規模を織り込んだ上で企業のフリートの炭素排出量を基に決められる。

このシナリオでは、排出量目標と担保（フリート）価値が連動する。銀行は以下を考慮する必要がある。

- フリートの価値は炭素排出量目標の達成に連動しているかどうか
 - 連動している可能性がある。すべての条件が等しいのであれば、メンテナンスがより適切に行われ、結果フリートがより効率的になれば、効率が悪いフリートよりも転売価値は高くなる。
 - しかし、より優れた効率性はフリートがより良い状態にあるということを示唆するものではない。効率性は船舶のペイロード、航行時の船員の技能、出入りの激しい港のドックへの待機時間及び天候条件などその他の要因に左右される。
 - 事実と状況に基づき連動性の強さを判定するには判断が必要になる。
- フリートの価値の変動が融資の信用リスクに関する企業の評価に影響を与えるかどうか
 - このシナリオでは、フリートが融資の担保に設定されている。フリートの価値が高くなればなるほど、デフォルト時損失率は下がり、融資の信用リスクに関する企業の評価は改善する。
 - しかし、融資に担保が設定されていない場合、又は測定指標が融資の担保に設定されていない追加的な船舶の実績を考慮している場合、信用リスクとの連動性は立証がより困難になる。
- 排出目標の達成に対応する金利の変動部分は、関連する信用リスクの変化に対する適切な報酬と考えられるかどうか

¹² 契約上のキャッシュ・フローの特徴:「金利」の意味に関する IASB 会議のアジェンダ・ペーパー6D

例 2: サステナビリティ連動ローン

石炭火力発電所の整備資金のために電力会社に期間 10 年の融資が実行される。同発電所の操業が当該企業の唯一の事業となる。新しい現地の立法措置により、3 年経過した時点で一定の CO₂ 排出目標が満たされない場合には発電所の操業が禁止される。したがって、銀行は融資条件に 1 年ごとの目標値を織り込み、それを最終期限まで積み上げている。仮に発電所がこれらの契約上の排出目標を達成できない場合、融資の金利は引き上げられる。

貸手は、サステナビリティ特性と融資の信用リスクとの間の連動性を立証できる可能性が高い。最終的な排出目標が達成されない場合、発電所は稼働できなくなる。発電は企業の唯一の事業であるので、仮にそのような事態になれば、企業が融資を返済できる可能性は低くなる。契約上の排出目標は、借手が全体的な法律上の目標を満たすために追加的な対応を進めることを促すインセンティブとしての役割を果たす。法律上の期限が近づき、その達成がまだまだ先のように、信用リスクもより大きくなる。契約上の特約により、信用リスクが高まるとそれに応じて金利は上昇する。したがって、契約上の排出目標と融資の信用リスクは明確に連動していることになる。

貸手は、金利の変動の程度は信用リスクの変動に見合うものであるかどうかを立証する必要がある。金利の変動が信用リスクの変動に見合っていない場合、貸手は、この特約は、借手が重要な法律上の期限に間に合わない遅延した進捗により信用リスクを増大させることに対する懲罰的特約として設計されたかどうかを検討しなければならない。

実際、信用リスクとの連動性は、明確にならない可能性がある。例えば、企業の信用リスクが複数の混在した事業から生じるとしても、融資とサステナビリティ特性が単一の事業又はその一部に関係する場合、またサステナビリティ目標を達成するコストが高く便益を上回る場合、この連動性が覆い隠される場合がある。

例 3: サステナビリティ連動ローン

短期貸付がある食品グループに実行される。貸付金利は、同グループのサステナビリティ・スコアカードに照らして評価される同グループの成果に応じて変動する。スコアカードには以下に基づく 3 つの目標が含まれる。

- a) グループの CO₂ 排出の減少
- b) 女性の新規採用率
- c) 社会的に恵まれなかった人々に提供される持続可能な食品生産における訓練時間

各目標に対する当グループの成果は重み付けされ、全体のスコアを決定するのに使用される。同グループが事前に設定された水準を上回るスコアを達成した場合には金利は引き下げられる。

この例示では、サステナビリティ目標の達成は、幅広い無形の方法で便益を企業に与える。例えば、当グループは、同グループに雇用されていない、及び同グループと契約又は金銭的關係を有していない人々に企業の社会的取組みとして訓練を提供することで訓練目標を達成できる。

例 3: サステナビリティ連動ローン

これにより企業の信用が改善し、おそらく長期的な企業業績及び信用リスクも改善するが、そうした連動性は間接的なものであり、弱いものとなる可能性が高い。さらに、貸付は短期貸付であり、当該特約と貸付の信用リスクとが連動していることを立証するのは難しいであろう。

僅少又は真正ではないサステナビリティ特約

貸手又は保有者はサステナビリティ特約が僅少か真正ではないかどうかについても検討しなければならない。企業は詳細な定量的分析が無くても、特約が僅少かどうかを結論付けることができなければならない。実務上の簡便法として、企業は詳細な分析をしなくてもそれを下回れば特約が「僅少」と判断できるような数値基準を導入することができる。適切な基準値がどのようなものであるかを決定するには判断が求められる。特に低金利の環境下ではサステナビリティ連動割引又は罰則は容易に相対的に重要になり得る。

その他の基本的な貸付リスクに対する報酬

一部市場では、貸手はよりグリーンな事業への移行の支援を期待されることから、特定の種類の貸付の取決めにおけるサステナビリティ特約の存在は、これまで以上に一般的になりつつある。これらのケースでは、サステナビリティ特約が僅少でなく、貸付金の信用リスクの変動に対応しないキャッシュ・フローにつながる場合、さらに分析して当該特約により貸付金が SPPI 要件を満たさなくなるかどうかを評価することが必要になる。

2021 年 7 月、IASB スタッフはサステナビリティ連動特約が存在する貸付金の分類を検討した。同スタッフは、これらの貸付金を分析するにあたり確認すべき重要な質問が、企業(保有者)は何に対する報酬を得ることになるのかであると留意した。サステナビリティ連動修正の条件付事象(すなわち、トリガー)の性質は、特定のサステナビリティ目標に照らして判断される借手の成果になるが、このことは、当該修正は、借手の実際のサステナビリティ・リスクに対する企業のエクスポージャーに対する報酬を表し、したがって貸付金は SPPI 要件を満たさないと一概に意味するものではない。¹³

この議論で重要となったのが、多くのサステナビリティ連動修正は標準化された固定スプレッドであり、貸付金の金利全体の比較的小さな部分を表すという利害関係者からのフィードバックであった。サステナビリティ目標を満たす借手の能力に関する特有のリスクの評価に基づいて当該修正が決定される訳ではないという意味で、それらは標準化されている。サステナビリティ目標は個々の借手に合わせたものであるが、目標の規模及び満たされる可能性には関係なく、結果生じる修正の大きさ及び設計は多くの場合標準化されている。この場合、サステナビリティ特約により、(株価やコモディティ価格のような)基本的な貸付の取決めに関係しない特定のサステナビリティ・リスクに対する報酬が生じることはないことが示唆される。したがって、当該特約により貸付金が SPPI 要件を満たさないことになる可能性は低い。

¹³ IFRS 第 9 号「分類及び測定」の適用後レビューに関する 2021 年 7 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー 3B

それとは対照的に IASB スタッフは、その規模が小さい、又はそれらは標準的かつ共通であるからといって、サステナビリティ連動修正が SPPI を満たすということを示唆している訳ではないと強調していた。小さい又は共通の特約でも、基本的な貸付の取決めに不整合となることはよくある。しかし、修正の規模は評価の決定要因にはならないが、IASB スタッフは、修正が貸付金の金利合計に対して占める割合が相対的に大きくなれば、修正が特定の種類のリスク又はエクスポージャーに対する報酬を表すことが示唆される可能性がより高くなると見ている。その場合、借手及び貸手は、大きなサステナビリティ連動修正は関連するサステナビリティ・リスクを引き受ける報酬を表すとより強く感じるであろう。金融資産が借手のサステナビリティ・リスクへのエクスポージャーに対する企業の報酬を表す場合、IASB スタッフの予備的見解では、多くの場合、そうした報酬が SPPI を満たす契約上のキャッシュ・フローに整合的となる可能性は低い。

特約の規模に加えて、僅少な影響とはならないサステナビリティ特約、及び貸付金の信用リスクの変動に見合わないキャッシュ・フローの変動を生じさせるサステナビリティ特約の分析における次のステップは、我々が以下を検討し、サステナビリティ特約により基本的な貸付の取決めに整合しない新しいリスクに対する報酬が生じるかどうかを明確に理解することである。

- 借手と貸手の間の契約交渉の記録

相手方との当事者間の交渉は、信用リスクなどより伝統的な貸出リスクの 1 つに対応して基本的な貸付の取決めに付随して当該特約が必要になるとして組み込まれているのか、又はサステナビリティ・リスクと報酬が貸付に追加的に組み込まれているのか、のいずれであるかを示している可能性がある。

- サステナビリティ特約の性質

IFRS 第 9 号の結論の根拠 4.182 項は、基本的な貸付の取決めに係るこうした概念を詳述し価格設定アプローチの重要性を強調している。

サステナビリティ特約が、一般的な「良き企業市民」としての行動のインセンティブではなく、信用リスクなど特定の貸出リスクに対する貸手への報酬となるように価格付けされる場合、上記の信用リスクの報酬のセクションにおける信用リスクの報酬に関するガイダンスに照らして当該特約を評価する方がより適切となる。

- 貸手の価格決定

サステナビリティ特約から生じるリスク及びボラティリティを測定し価格設定を行うために貸手が使用する精緻さの水準が低くなればなるほど、貸手はサステナビリティ・リスクに対する報酬を導入することを試みているのではなく、単純に基本的な貸出の取決めに締結しようとしていると示唆される可能性が大きくなる。

- 取引相手方が結果的に生じるサステナビリティ・リスクをモニタリングして管理する範囲取引相手方が提供する、貸付に関し結果として生じるサステナビリティ変動幅及びリスクの測定・管理が目立たないものであればあるほど、別個のリスクに対する報酬を導入するのではなく基本的な貸出の取決めに締結しようとしていることがより強く示唆される。

- 借手が貸手に報告することを求められるサステナビリティ特約に関するデータの水準及び頻度

上記のポイントと同様、当事者にサステナビリティ・リスクの報酬を導入する意図がある場合、借手は貸手がそのエクスポージャーをモニタリングして管理できるようにサステナビリティ特約に関し貸手により詳細かつ頻繁な更新を提供することを期待される。

IASB は現在、IFRS 第 9 号適用後レビューの一環でサステナビリティ連動貸付の文脈での契約上のキャッシュ・フロー・テストを検討している。追加的なガイダンスがこれらの議論の間に、又は結果として公表される可能性がある。

開示

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、企業は、利用者が当期の間に及び報告期間の末時点で企業の財政状態に対する金融商品の重要性を評価できるようにする開示を財務諸表に提供しなければならないと定めている。

企業は金融商品への関与の結果として気候リスクにどの程度さらされているかを検討すべきである。IFRS 第 7 号は開示の情報が重要ではない場合を除いて、定性的及び定量的両方の開示を提供しなければならないと定めている。

企業は、気候リスクに関し IFRS 第 7 号が求めている開示の範囲を検討しなければならない。

付録 1: その他の気候関連の会計上の検討事項

下記に、企業に影響を与え得るその他の気候関連の潜在的な会計上の検討事項を列挙している。実務が進展し、より多くの情報が得られるようになれば、我々は本冊子を更新し、これらの論点の一部を個別に取り上げる予定です。

基準	潜在的な会計上の検討事項
IAS 第 2 号 「棚卸資産」	棚卸資産の収益性は低下したか(カーボンオフセット費用、追加の輸入関税、加工及び設計変更費用による)、また陳腐化したか(顧客の需要の変化や規制の変更による)? 生産時の排出量に課せられる賦課金は生産された棚卸資産の原価に含めるべきか?
IAS 第 10 号 「後発事象」	報告日後に発生する特定の規制や市場の動向は、修正を要しない後発事象か?
IAS 第 12 号 「法人所得税」	気候関連の進展は、企業が将来の課税所得を生み出す能力にどのように影響を及ぼすか? 企業が支払うと予想される税金に重要な影響を与える実質的に制定された気候関連の税法改正(例:特定の産業分野、地域、活動に関するペナルティ又は費用の損金算入制限)は存在するか?
IAS 第 19 号 「従業員給付」	企業の従業員給付のうち、特定の気候関連目標の達成に左右されるものはあるか?
IAS 第 20 号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	特定の気候関連の新たな取り組みに対応して政府のインセンティブ又は援助が導入または変更されているか? 気候関連の目標や取り組みに関連して、政府補助金に条件が付されているか?それらの条件を満たすための企業の能力に影響を与えたか、又は補助金の返還が必要となり得る変化が生じたか?
IAS 第 41 号 「農業」	財務諸表にその性質及び金額を開示する必要がある、重要な収益又は費用項目が生じることになる気候、病害及びその他の自然リスクに関連する事象が生じたか? カーボンオフセットや炭素吸収源として樹木を保有又は植樹している企業は、それらの資産にどの会計基準を適用するかを検討したか? ¹⁴
IFRS 第 2 号 「株式に基づく報酬」	企業の株式に基づく報酬制度のうち、特定の気候関連目標の達成に左右されるものはあるか?

¹⁴ 詳細については弊社刊行物 [IFRS Developments: 使用または販売のためにカーボンオフセットを生成するために所有される樹木の会計処理](#) | [IFRS Developments](#) | [IFRS インサイト](#) | [EY Japan](#) を参照

基準	潜在的な会計上の検討事項
IFRS 第 8 号 「事業セグメント」	<p>セグメント情報の内容は、年次報告書の他の部分やその他の投資家向けに開示される情報と整合しているか(例:コモディティ/コモディティ以外の事業に関する情報が最高経営意思決定者(CODM)によりレビューされる場合など)?</p> <p>企業活動が気候に与える影響を全面的に反映するために、内部報告目的で IFRS 情報を調整しているか?</p>
IFRS 第 10 号 「連結財務諸表」	<p>新たな気候関連の規制により、特定の事業や活動に対する支配を喪失するか(例:特定の活動を継続することができない、又は重要な意思決定に影響を与えることができなくなるなど)?</p>
IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」	<p>企業は、気候関連の進展により、一定の期間にわたって認識される収益に関する不確実性の増大に直面しているか?</p> <p>気候関連の進展が、企業が権利を有すると見込む変動対価の範囲に影響を与えているか(変動対価に関する制限の評価を含む)?</p> <p>顧客は購入時に排出量を相殺するための任意又は必須の手数料を請求されるか?その場合、企業は会計処理への影響を評価しているか(例:約定された財又はサービスが存在するか、本人か代理人かなど)?</p> <p>気候関連の進展により顧客との契約が変更されたか(例:カーボンフットプリントの小さい財又はサービスに変更)?</p> <p>気候関連の進展が、見込んでいた契約(例:契約の更新)に影響を及ぼし、資産計上している契約コストの減損又は償却期間を変更する必要性を生じさせているか?</p>
IFRS 第 16 号 「リース」	<p>リース期間やリース負債の再評価が求められる変化(例:ビジネスモデルの変化又は事業再編計画)が生じているか?</p> <p>気候に関連した市場や法的環境の変化によるリース契約の条件が変更されているか(例:特定の資産の利用や活動を行うことができなくなる)?</p>
IFRS 第 17 号 「保険契約」	<p>企業のリスクに係る仮定は、気候関連の進展を適切に反映しているか(例:保険事故の頻度や規模の増加)?</p> <p>企業は、利用者がその影響を理解できるように気候変動リスク管理に関する目的適合性のある開示を提供しているか?</p>

付録 2: 本稿の重要な変更のまとめ

我々は可能な限り例示を更新し、一定の論点に関する我々の議論内容を詳述するために 2021 年 12 月版以降本稿に重要な変更を加えている。以下は、2022 年 5 月更新版に我々が行った最も重要な変更である。

3. 資産の減損

企業の低炭素経済への移行で新しい CGU がどのように識別されるかを解説するためにこのセクションを付け加えている。

6. 金融商品

この新セクションは、気候変動が金融商品の会計処理及び開示に与える影響について解説している。その他のセクション同様に、有用な開示例及び例も提供されている。

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」を パーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的 価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信 頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクシ ョンの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、 単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織で す。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、 顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護 に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを 提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバ イスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本 書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必 要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 003846-22Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp